# ◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正

#### する件

### 新旧対照条文

示第五百二十三号) 新旧対照表 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告

(傍線部分は改正部分)

| イ・ロ (略)<br>ハ 家事援助が中心である場合 | 1 居宅介護サービス費 | 第1 居宅介護 第 | 介護給付費等単位数表 | 別表 | (略)   | のとする。 | 同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するも | 位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は | 単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単 | ビスをいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表介護給付費等 | サービス(法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サー | 定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)及び基準該当障害福祉 | 百二十三号。以下「法」という。) 第二十九条第一項に規定する指 | 指定障害福祉サービス等(障害者自立支援法(平成十七年法律第 一 | 改 正 案 |
|---------------------------|-------------|-----------|------------|----|-------|-------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------|
| イ・ロ (略)<br>ハ 家事援助が中心である場合 | 1 居宅介護サービス費 | 第1 居宅介護   | 介護給付費等単位数表 | 別表 | 一 (略) | のとする。 | 同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するも | 位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は | 単位数表第1から第4まで及び第6から第17までにより算定する単 | ビスをいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表介護給付費等 | サービス(法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サー | 定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)及び基準該当障害福祉 | 百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指  | 指定障害福祉サービス等(障害者自立支援法(平成十七年法律第   | 現行    |

 $\widehat{\mathbb{L}}$ (5) (4) (3) (2) 6 所要時間45分以上1時間未満の場合 所要時間30分以上45分未満の場合 所要時間30分未満の場合 所要時間1時間30分以上の場合 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 <u>308単位</u>に所要時間 1 時 273 単位 151単位 195単位 236単位 104単位

通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合 した単位数

間30分から計算して<u>所要時間15分</u>を増すごとに<u>35単位</u>を加算

所要時間30分未満の場合

(2)

104単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

所要時間30分以上1時間未満の場合

195単位

273単位

間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算 た単位数 所要時間1時間30分以上の場合 <u>343単位</u>に所要時間 1 時

갂 (器)

注 注3において同じ。) 祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業 掲げる利用者をいう。 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下 法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。 市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 「指定障害福祉サービス基準」という。)第2条第1号に (障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。 第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上 イ、二及びホについては、区分1 に該当する利用者 以下同じ。)に対して、指定障害福 (障害程度区分に係る (障害者自立支援

> (1)所要時間30分未満の場合

(2)

105単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

所要時間30分以上1時間未満の場

197単位

276単位

間30分から計算して<u>所要時間30分</u>を増すごとに<u>70単位</u>を加算 した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 <u>346単位</u>に所要時間 1 時

11 通院等介助 (身体介護を伴わない場合) が中心である場合

所要時間30分未満の場合

105単位

197単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

276単位

(4) 間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算 した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 <u>346単位</u>に所要時間 1 時

六 (瑟

注 1 祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業 注3において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援 市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下 法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。 掲げる利用者をいう。以下同じ。) 「指定障害福祉サービス基準」という。) 第2条第1号に (障害児にあっては、 第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上 イ、二及びホについては、区分1 (障害程度区分に係る これに相当する心身の状態とする。 に対して、指定障害福

算定する 該当居宅介護」 準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護 において「居宅介護従業者」という。)が、 基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所 項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス 所(以下「指定居宅介護事業所」という。)の従業者 に規定する従業者をいう。) 下「基準該当居宅介護事業所」という。)の従業者 「指定居宅介護」という。)又は指定障害福祉サービス基 ・ビス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護 という。)を行った場合に、所定単位数を (注4、注10、注13及び注14 指定障害福祉 (以下「<u>基準</u> ( ) | | (同項 

身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態 業所(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人 特定相談支援事業者をいう 成24年厚生労働省令第 びに指定地域移行支援事業所(障害者自立支援法に基づく 館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並 づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 う。)第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第 (国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使 にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心 準用する第3条に規定する指定地域定着支援事業所をい 指定地域定着支援事業所(指定相談基準第40条におい 指定特定相談支援事業所 。 以下「指定相談基準」 号) 及び指定障害児相談支援事 (障害者自立支援法に基 第3条に規定する指定

> 第44条第1項に規定する基準該当居宅介護 基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所 項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス 严 <u>宅介護等</u>」という。)を行った場合に、所定単位数を算定 指定居宅介護」という。)又は指定障害福祉サービス基準 おいて「居宅介護従業者」という。)が、指定障害福祉サ 規定する従業者をいう。) 下「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者 ビス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護 (以下「指定居宅介護事業所」という。) の従業者 (注4、注10、 注13及び注14に 「指定居 (同項に (以下 | Œ

 $\sim$ 助をいう。注6及び注8において同じ。) 。以下単に「通院等」という。)のための屋内外における 身の状態 定単位数を算定する う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、 移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介 祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る びに<u>指定相談支援事業所</u>) への移動(公的手続又は障害福 館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並 (国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使 にある利用者に対して、通院等介助 口については、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心 (障害児にあっては、これに相当する心身の状態 (通院等又は官公署 (身体介護を伴

<u>員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第 号</u>)第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。)

)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。)(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

### (1)・(2) (略)

### 3 • 4 (髭)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

#### 1) (瑟)

 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の (→又は()に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(→又は()に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(→又は()に掲げる単位数

#### ) (瑟)

- (二) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
- 6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等 介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等

### (1)・(2) (略)

### 3・4 (器)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

### (1) (器)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一又は (1)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一又は(1)に掲げる単位数

### (暴)

- 一所要時間 3 時間以上の場合 630単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
- ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等 介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1) 又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

- 1) (略)
- 2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(一)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一) 又は(一)に掲げる単位数
- (器)
- (二) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

### 7~12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、<u>指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所</u>(以下「指定居宅介護事業所等」という。) の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 14 (黙)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第9の1の注5の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)又は指定通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

### (三) (器)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の台又は口に掲げる所要時間に応じ、それぞれ台 又は口に掲げる単位数

#### → (器)

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

### 7~12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、<u>指定居宅介護事業所等</u>の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第10の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) 査しくは旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。)を受けている間又は児童福祉施設

じ。)若しくは指定入所支援(同法第24条の2に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

- 2 · 3 (器)
- 4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

- の注12の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、 行った場合に、 定特定行為業務従事者をいう。 認定特定行為業務従事者(同法附則第3条第1項に規定する認 第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。 特定行為事業者(同法附則第20条第2項において準用する同法 る喀痰吸引等をいう。 び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定す ない。 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等(社会福祉士及 1日につき所定単位数を加算する。 以下同じ。 以下同じ。)が、喀痰吸引等を )が必要な者に対して、登録 ただし、 算定 ) 0
- 5 福祉·介護職員処遇改善加算
- 注 場合に、 定単位数に加算する。 いう。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」と 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167 市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人 員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は において同じ。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害 当該基準に掲げる区分に従い が、利用者に対し、 ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算 指定居宅介護等を行った 次に掲げる単位数を所

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 • 3 (累)

- 6 -

ない。 定している場合にあっては、 次に掲げるその他の加算は算定し

- ∠た単位数の1000分の123に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定
- П の100分の90に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数
- |> の100分の80に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数
- 6 福祉・介護職員処遇改善特別加算
- 注 <u> 員処遇改善加算を算定している場合にあっては、</u> 単位数を所定単位数に加算する。 業所等が、利用者に対し、 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都<u>道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事</u> . から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 指定居宅介護等を行った場合に、 ただし、 5の福祉・介護職 算定しない

#### 얦2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

 $\rangle$ 7  $\square$ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 所要時間 1 時間未満の場合 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 271単位 362単位 181単位

所要時間2時間以上2時間30分未満の場合

11

十 > 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合

4 所要時間4時間以上8時間未満の場合 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 <u>808単位</u>に所要時間 4

### 얦2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

 $\angle$ 所要時間1時間未満の場合

П 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

274単位 365単位

183単位

> 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合

所要時間2時間以上2時間30分未満の場合

所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合

542単位

子 11

452単位

632単位

723単位

4

所要時間4時間以上8時間未満の場合

<u>814単位</u>に所要時間 4

所要時間3時間30分以上4時間未満の場合

638単位

729単位

547単位 456単位

時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

- リ 所要時8時間以上12時間未満の場合 1,488単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,163単位</u>に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算した単位数
- ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,809単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算し た単位数
- 7 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,491単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算した単位数

### 注1~4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第8</u>の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 6~11 (累)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第9の1の注5の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

- 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- 所要時8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>86単位</u>を加算した単位数

 $\subseteq$ 

- ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,178単位</u>に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算した単位数
- ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,831単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- 7 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,514単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算した単位数

### 注1~4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第9</u>の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 6~11 (器)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第10の1の注5の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。) 又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) 又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サー

ビス費は、算定しない。

### 2~4 (點)

# 5 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

- 注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者 に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰 吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。た だし、1の注9の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合 は、算定しない。
- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定 した単位数の1000分の78に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 の100分の90に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数
   0100分の80に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業

所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第3 同行援護

同行援護サービス費

イ・ロ (器)

注1~9 (略)

10 利用者が同行接護以外の障害福祉サービスを受けている 間又は<u>指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている</u>間 は、同行接護サービス費は、算定しない。

### 2 · 3 (緊)

# 4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

生 指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

# 5 福祉·介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

### 第3 同行援護

同行援護サービス費

イ・ロ (器)

注1~9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている 間若しくは旧法施設支援を受けている間又は<u>児童福祉施設</u> <u>に入所(通所による入所を含む。)している</u>間は、同行援 護サービス費は、算定しない。

2 · 3 (略)

場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 <u>の100分の90に相当する単位数</u>
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (加) イにより算定した単位数● の100分の80に相当する単位数

# <u>6 福祉・介護職員処遇改善特別加算</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第4 行動援護

### し 行動援護サービス費

|           | 111111111111111111111111111111111111111 |         |  |
|-----------|---|---------|--|
|           | 所要時間30分未満の場合                            | 251単位   |  |
| П         | 所要時間30分以上1時間未満の場合                       | 398単位   |  |
| >         | 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合                    | 579単位   |  |
| 11        | 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合                    | 726単位   |  |
| 计         | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合                    | 872単位   |  |
| >         | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合                    | 1,019単位 |  |
| ァ         | 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合                    | 1,166単位 |  |
| 4         | 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合                    | 1,313単位 |  |
| IJ        | 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合                    | 1,460単位 |  |
| $\bowtie$ | 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合                    | 1,607単位 |  |

### 第4 行動援護

### 1 行動援護サービス費

| $\bowtie$            | IJ                   | 4                    | ァ                    | >                    | 兴                    | 11                   | >                    | П                 | $ \neq $     |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------------|
| 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 | 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 | 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 | 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 所要時間30分未満の場合 |
| 1,620単位              | 1,472単位              | 1,324単位              | 1,176単位              | 1,028単位              | 880単位                | 732単位                | 584単位                | 402単位             | 254単位        |

Ш K  $\nabla$ W 7 K 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 所要時間 5時間以上 5時間30分未満の場合 所要時間7時間30分以上の場合 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合 2,341単位 2,194単位 1,900単位 , 753単位 , 047単位 487単位

注1~8 (略)

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている 間又は<u>指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている</u>間 は、行動援護サービス費は、算定しない。

### 2 · 3 (點)

# 4 喀痰吸引等支援体制加算

泊

指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注6の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、

# 5 福祉·介護職員処遇改善加算

算定しない。

注 場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 加算する 該基準に掲げる区分に従い、 員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 市町村長に届け出た指定行動援護事業所等 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 が、利用者に対し、 ただ 次に掲げるいずれかの加算を算定している 指定行動援護等を行った場合に、 次に掲げる単位数を所定単位数に (国、 6において同 のぞみの園又

X Ш K  $\nabla$ W  $\stackrel{\sim}{\sim}$ 所要時間7時間30分以上の場合 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合 2,360単位 2,508単位 2,212単位 2,064単位 1,916単位 L, 768単位

### 注1~8 (器)

9

利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

### · 3 (器)

 $\circ$ 

100単位

- した単位数の1000分の103に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定
- П の100分の90に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数
- の100分の80に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算伽 イにより算定した単位数
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算
- 算を算定している場合にあっては、 定単位数に加算する。 <u>員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし</u> までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所 て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、 ただし、 5の福祉・介護職員処遇改善加 算定しない。 1から4

#### 얦70 療養介護

療養介護サービス費(1日につき)

### 療養介護サービス費

療養介護サービス費(I) 利用定員が40人以下

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

療養介護サービス費 (II)

利用定員が40人以下

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

653単位

850単位 861単位

623単位

599単位

586単位

徭 療養介護

療養介護サービス費(1日につき

療養介護サービス費(I)

利用定員が40人以下

(2) 利用定員が41人以上60人以下

(3) 利用定員が61人以上80人以「

877単位

896単位

利用定員が81人以上

904単位 885単位

857単位 868単位

|                |                     |                     |                                  |                         | (2) 経過的療養介護サービス費(II) | 四 利用定員が81人以上 | (三) 利用定員が61人以上80人以下 | (□) 利用定員が41人以上60人以下 | (→) 利用定員が40人以下      | (1) 経過的療養介護サービス費(I) | <u>ロ</u> 経過的療養介護サービス費 | 四 利用定員が81人以上 | (三) 利用定員が61人以上80人以下 | (二) 利用定員が41人以上60人以下 | ○ 利用定員が40人以下 | (5) 療養介護サービス費(V) | 四 利用定員が81人以上 | (三) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>(つ)</u> 利用定員が41人以上60人以下 | <u>台</u> 利用定員が40人以下 | (4) 療養介護サービス費(V) | 四 利用定員が81人以上 | <u>(三)</u> 利用定員が61人以上80人以下 | <u>()</u> 利用定員が41人以上60人以下 | <u>台</u> 利用定員が40人以下 | (3) 療養介護サービス費(III) |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|--------------|---------------------|---------------------|--------------|------------------|--------------|---------------------|----------------------------|---------------------|------------------|--------------|----------------------------|---------------------------|---------------------|--------------------|
|                |                     |                     |                                  |                         | 586単位                | 850単位        | 861単位               | 867単位               | 867単位               |                     |                       | 359単位        | 368単位               | 381単位               | 413単位        |                  | 359単位        | 368単位               | 381単位                      | 413単位               |                  | 472単位        | 480単位                      | 491 单位                    | 516単位               |                    |
| (4) 利用定員が81人以上 | (3) 利用定員が61人以上80人以下 | (2) 利用定員が41人以上60人以下 | <ul><li>(1) 利用定員が40人以下</li></ul> | <u>ハ 療養介護サービス費 (II)</u> |                      |              | (4) 利用定員が81人以上      | (3) 利用定員が61人以上80人以下 | (2) 利用定員が41人以上60人以下 | (1) 利用定員が40人以下      | □ 療養介護サービス費(II)       |              |                     |                     |              |                  |              |                     |                            |                     |                  |              |                            |                           |                     |                    |
| 476単位          | 484単位               | 495単位               | 521単位                            |                         |                      |              | 591単位               | 604単位               | 629単位               | 659単位               |                       |              |                     |                     |              |                  |              |                     |                            |                     |                  |              |                            |                           |                     |                    |

注 1 いずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護(指定 う。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する 障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をい 

 $(1) \cdot (2)$ た者であって、 所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項 規定する重症心身障害児施設をいう。 福祉法(以下「旧児童福祉法」 法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童 等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する えて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者 施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏ま に規定する指定医療機関をいう。 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児 (指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する (器) 平成24年 4 月 1日以降指定療養介護事業 という。 以下同じ。 以下同じ。 第43条の4に に入院し )に入

### 11 療養介護サービス費(M)

(2) 利用定員が41人以上60人以下 利用定員が40人以下

417単位

385単位

利用定員が61人以上80人以下

(3)

療養介護サービス費(V)

利用定員が81人以上

利用定員が40人以下

(2) 利用定員が41人以上60人以下

(3) 利用定員が61人以上80人以下

371単位

385単位

362単位

417単位

362単位 371単位

利用定員が81人以上

注1 該当する利用者に対して、指定療養介護(指定障害福祉サ ービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同 じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。 

 $(1) \cdot (2)$ (器)

指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)を利用するも のであること。

- 2 <u>イの(5)</u>については、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イ<u>の(1)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2<u>、注8 又は注9</u>に定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。)において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から注8まで及び4の注1及び注2において「利用定員」という。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 <u>イの(2)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 <u>本</u>については、別に厚生労働大臣が定める者であって、 区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいず れにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合 に、所定単位数を算定する。
- 条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。 する指定療養介護事業所<u>(指定障害福祉サービス基準第50</u> つき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置 の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条 われるものをいう。以下同じ。) において、指定療養介護 介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行 者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものと 合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2に定める <u>注7まで</u>において「利用定員」という。) に応じ、1日に に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から の1000分の965に相当する単位数を算定する て都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 \_\_の指定療養介護の単位の場合にあっては、 所定単位数 (指定療養 以下同じ
- 旦については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 5 <u>イの(3)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 <u>イの(4)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 <u>4の(5)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 8 ロの(1)については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事

一については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

S

- 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 本については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所 位数を算定する。 た場合に、 <u>業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行っ</u> 当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単 ただし、地方公共団体が設置する指定療

- 9 護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、 を算定する。 合に、平成24年12月31日までの間、1日につき所定単位数 を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場 た者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所 症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院し 療養介護事業所(注8に適合する指定療養介護の単位を除 る重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定 位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 く。)において、 ロの(2)については、平成24年3月31日において現に存す ただし、 平成24年3月31日において現に存する重 地方公共団体が設置する指定療養介 所定単
- 10 を算定する。 ぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数 って、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それ イ<u>又はロの(1)</u>に掲げる療養介護サービス費の算定に当た
- (1)・(2) (略)
- ယ (翠

2

- 人員配置体制加算
- 人員配置体制加算(I)
- 利用定員が61人以上80人以下
- 利用定員が81人以上

17単位 6単位

人員配置体制加算(II)

П

ぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数 って、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それ を算定する。 イ<u>からホまで</u>に掲げる療養介護サービス費の算定に当た

 $\infty$ 

(器)

 $(1) \cdot (2)$ 

0 ω

(3) (2) (1) 利用定員が61人以上80人以下 利用定員が41人以上60人以下 利用定員が40人以下

[70単位

224単位 200単位

(4)

- する。 限る。 000分の965に相当する単位数を加算する。 所の指定療養介護の単位の場合にあっては、 当分の間、利用定員に応じ、 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設 ものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位 又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する 利用定員が81人以上 イについては、1の注8に適合する指定療養介護の単位 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業 において、 指定療養介護の提供を行った場合に、 1日につき所定単位数を加算 所定単位数の1 237単位
- 定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。 養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、 業所を利用するものに対して、 院した者であって、 関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位 ものとして都道府県知事に届け出たもの(平成24年3月31 位数を加算する。 た場合に、 る重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入 に限る。)において、平成24年3月31日において現に存す 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機 であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する ロについては、1の注4に適合する指定療養介護の単位 当分の間、利用定員に応じ、 ただし、 平成24年4月1日以降指定療養介護事 地方公共団体が設置する指定療 指定療養介護の提供を行っ 1日につき所定単

# 5 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

- 注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスのにおいて、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談 支援事業者(障害者自立支援法第51条の14第1項に規定する 指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整 その他の相談援助を行った場合
- 福祉・介護職員処遇改善加算

6

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定 した単位数の1000分の14に相当する単位数

| (五) 区分2以下   520単位 | 四 区分 3 567 単位 | ( <b>三</b> ) 区分 4 <u>627 単位</u> | ( ) 区分 5 <u>876 単位</u> | (+) 区分 6 1,160 単位 | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | (五) 区分2以下 <u>578单位</u> | 四 区分 3 629 単位 | (三) 区分4 | ( ) 区分 5 <u>973 単位</u> | (+) 区分 6 1,288 単位 | (1) 利用定員が20人以下 | イ 生活介護サービス費 | 1 生活介護サービス費 (1日につき) | 第6 生活介護 | 場合にあっては、算定しない。 | る。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している | た単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算す | し、指定療養介護を行った場合に、1から5までにより算定し | て都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対 | 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし | 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 | <u>7</u> 福祉・介護職員処遇改善特別加算 | の100分の80に相当する単位数 | <u> 一福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数</u> | <u>の100分の90に相当する単位数</u> | 四 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 |
|-------------------|---------------|---------------------------------|------------------------|-------------------|---------------------|------------------------|---------------|---------|------------------------|-------------------|----------------|-------------|---------------------|---------|----------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------|---|-------------------------|---------------------------------|
| (缶) 区分2以下         | (四) 区分3       | (三) 区分4                         | ○ 区分5                  | → 区分6             | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 缶 区分2以下                | 四 区分3         | (三) 区分4 | ○ 区分5                  | ( ) 区分6           | (1) 利用定員が20人以下 | イ 生活介護サービス費 | 1 生活介護サービス費 (1日につき) | 第6 生活介護 |                |                              |                                |                              |                              |                              |                               |                          |                  |   |                         |                                 |
| 525単位             | 572単位         | 633単位                           | 884単位                  | 1,170単位           |                     | 583単位                  | 635単位         | 703単位   | 981単位                  | 1,299単位           |                |             |                     |         |                |                              |                                |                              |                              |                              |                               |                          |                  |   |                         |                                 |

|         |                       |                               | の94を乗じて得た単位数  |
|---------|-----------------------|-------------------------------|---|
|         |                       | に掲げるそれぞれの所定単位数に100分           | 数表」という。)の第1に掲げるそれぞれの  |
|         |                       | 「障害児人所給付費単位                   | 児入所給付費単位数表(第10において「障容   |
|         |                       | <u>て要する費用の額の</u><br>示第●号)別表障害 | ろにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の<br>算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第●号)別表障害 |
|         |                       | 別に厚生労働大臣が定めるとこ                | ハ 経過的生活介護サービス費 別に厚生労化   |
| 884単位   | (2) 基準該当生活介護サービス費(II) | 876単位                         | (2) 基準該当生活介護サービス費(II)   |
| 728単位   | (1) 基準該当生活介護サービス費(I)  | 722単位                         | (1) 基準該当生活介護サービス費(I)  |
|         | ロ 基準該当生活介護サービス費       |                               | ロ 基準該当生活介護サービス費   |
| 466単位   | (油) 区分2以下             | 462単位                         | (田) 区分2以下   |
| 518単位   | 四 区分3                 | 513単位                         | (四) 区分3   |
| 576単位   | (三) 区分4               | 571単位                         | (三) 区分4   |
| 811単位   | ( □ 区分 5              | 804単位                         | ( ) 区分5   |
| 1,076単位 | → 国分6                 | 1,067単位                       | → 図分6   |
|         | (5) 利用定員が81人以上        |                               | (5) 利用定員が81人以上  |
| 481単位   | (油) 区分2以下             | 477単位                         | (田) 区分2以下   |
| 533単位   | 四 区分3                 | 528単位                         | (四) 区分3   |
| 589単位   | (三) 区分4               | 584単位                         | (三) 区分4   |
| 825単位   | ( □ 区分 5              | 818単位                         | ( ) 区分 5  |
| 1,090単位 | → 区分6                 | 1,081単位                       | → 図分6   |
|         | (4) 利用定員が61人以上80人以下   |                               | (4) 利用定員が61人以上80人以下   |
| 494単位   | (油) 区分2以下             | 490 単位                        | (田) 区分2以下   |
| 538単位   | 四 区分3                 | 533単位                         | 四 区分 3  |
| 604単位   | (三) 区分4               | 599単位                         | (三) 区分4   |
| 854単位   | ( □ 区分 5              | 847単位                         | ○ 区分 5  |
| 1,138单位 | → 区分6                 | 1,128单位                       | → 区分 6  |
|         | (3) 利用定員が41人以上60人以下   |                               | (3) 利用定員が41人以上60人以下   |

設等 該当 する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害 京河 。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指 に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「 生活介護事業所、 単位数を算定する。 施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施 者支援施設基準」 合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法 規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。) にあっ 活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に 第1項に規定する多機能型事業所をいう。)である指定生 以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、利用 当生活介護(以下「特定基準該当生活介護」という。)( は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該 係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又 条に規定する指定生活介護 に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関 ては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の 定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に 及び障害程度区分に応じ 定員の合計数とする。 <u>区分5とみなして、利用定員に応じ)</u>、1日につき所定 及び口については、次の(1)から(5)までのいずれかに (法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等を (多機能型事業所 以下同じ。)にあっては当該昼間実施サービスの利 る利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77 指定障害福祉サービス基準第220条第1項 という。) 第2条第16号に掲げる昼間実 ただし、 (指定障害福祉サービス基準第214条 第11から第15までにおいて同 (以下「指定生活介護」という ((5)に該当する場合にあっては 地方公共団体が設置する指定

注

注

ーズメ 账 **令第172号。** いう。以下同じ。)にあっては一体的に事業を行う当該多 所をいう。)である指定生活介護事業所 当生活介護」という。) (以下「指定生活介護等」という 19条に規定する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該 67号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知 。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指 該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77 Ш の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 機能型事業所の利用定員の合計数とし、 ービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所を 害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業 川 的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。 係る指定障害福祉サービス、のぞみの園<u>(独立行政法人</u>国 条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という 立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第 定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に を行う指定障害者支援施設等 につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が ||該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。 指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあっては 条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同 第16までにおいて同 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに を行った場合に、利用定員 (障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等 \_が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第2 以下「指定障害者支援施設基準」という。) 及び障害程度区分に応じ、1 (多機能型事業所 (法第34条第1項に規定す 複数の昼間実施サ (指定障害福祉サ 益 継

特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する

.) <u>第10</u>の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者(<u>以下</u>「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当するもの

### (2)~(4) (略)

- (5) 別に厚生労働大臣が定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの
- 2 · 3 (緊)
- 5 (黙)
- <u>7</u> 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定

設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) <u>第11</u>の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。
 ) のうち、区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当するもの

2 · 3 (器)

(2)~(4) (器)

4 (略)

所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。 は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」 生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又 )において、指定生活介護等を行った場合には、

 $\infty$ 間は、生活介護サービス費は、算定しない。 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている

### 0 人員配置体制加算

人員配置体制加算(I)

利用定員が20人以下

利用定員が21人以上60人以下

利用定員が61人以上

口 人員配置体制加算(II) 利用定員が20人以下

利用定員が21人以上60人以下

136単位 181単位

125単位

利用定員が61人以上

ハ 人員配置体制加算(**m**)

利用定員が20人以下

利用定員が21人以上60人以下

利用定員が61人以上

注1~3 (器)

用定員が21人以上60人以下の場合は154単位、利用定員が61 については、利用定員が21人以上60人以下の場合は239単位 上60人以下の場合は43単位、利用定員が61人以上の場合は3 、以上の場合は141単位、 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、イ 利用定員が61人以上の場合は221単位、ロについては、 くだらいては、 利用定員が21人以

> $\circ$ 費は、算定しない。 間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている

0 人員配置体制加算

人員配置体制加算(I)

(1) 利用定員が60人以下

(2) 利用定員が61人以上

197単位 212単位 265単位

口 人員配置体制加算(II)

(1) 利用定員が60人以下

利用定員が61人以上

(2)

ハ 人員配置体制加算(m)

(1) 利用定員が60人以下

(2) 利用定員が61人以上

33単位 38単位 51単位

注1~3

265単位

246単位 181単位

166単位

51単位

44単位

7単位とし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は225単位、利用定員が61人以上の場合は209単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は145単位、利用定員が61人以上の場合は133単位、ハについては、利用定員が61人以上の場合は141単位、利用定員が61人以上の場合は35単位とする。

### 福祉専門職員配置等加算

 $\omega$ 

### イ・ロ (器)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項 第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項 又は指定障害者支接施設基準第4条第1項第1号若しくは 附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員 (注2において「生活支援員」という。)として常勤で配 置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は 精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であ るものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た<u>指定生</u> 活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に 、1日につき所定単位数を加算する。

#### 2 (既)

# 資格·聴覚障害者支援体制加算

4

主 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数 (重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に

### 福祉専門職員配置等加算

ယ

### イ・ロ (器)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項 第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又 は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附 則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員( 注2において「生活支援員」という。)として常勤で配置 されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精 神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるも のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た<u>指定生活介</u> 護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定 障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という 。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につ き所定単位数を加算する。

#### (器)

# 資格·聴覚障害者支援体制加算

41単位

4

注

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に

2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### 5~7 (略)

リハビリテーション加算

 $\infty$ 

注

※次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### (1)~(4) (略)

5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、<u>指定特定相談支援事業者</u> (法<u>第51条の17第1項第1号</u>に規定する<u>指定特定相談支援事業者</u> <u>業者</u>をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### 5~7 (略)

リハビリテーション加算

20単位

 $\infty$ 

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府 県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において 、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対し て、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を 加算する。

### (1)~(4) (器)

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、<u>指定相談支援事業者</u>(法<u>第32条第1項</u>に規定する<u>指定相談支援事業者</u>をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

#### 9 (累

### 10 食事提供体制加算

注

障害者自立支援法施行令

(平成18年政令第10号) 第17条第1

項第1号に掲げる者のうち、

支給決定障害者等

(法第5条第22

42単1

。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条 。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度 8万円未満 めの体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に 所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のた 調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業 介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は 護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活 の提供を行うこととなっている利用者 る者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者 あるときは、 法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」とい の規定によって課する所得割を除く。)の額 の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む 合にあっては、前年度)分の地方税法 同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう 決定障害者等と同一の世帯に属する者 <u>項第2号</u>に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給 に入所する者を除く。) う。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額が 「低所得者等」という。)であって生活介護計画等により食事 (指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場 以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る (特定支給決定障害者にあっては、16万円未満) 当該金額を加算した額とする。)を合算した額が2 又は低所得者等である基準該当生活介 (昭和25年法律第226号) (指定障害者支援施設等 (特定支給決定障害者 (障害者自立支援 ( ) | |

9 (器)

10 食事提供体制加

注 8万円未満 。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条 合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号) 。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町 護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提 当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ 生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該 施設等に入所する者を除く。) 又は低所得者等である基準該当 り食事の提供を行うこととなっている利用者 る者並びに同令<u>第17条第1項第2号</u>から第4号までに掲げる者 あるときは、 う。) 第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額が 法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」 の規定によって課する所得割を除く。)の額 の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む 同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう 決定障害者等と同一の世帯に属する者 <u>項第2号</u>に規定する支給決定障害者等をいう。) 項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等  $\mathcal{C}$ (以下「低所得者等」という。) であって生活介護計画等によ (指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場 以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る 又は調理業務を第三者に委託しているこ 障害者自立支援法施行令 (特定支給決定障害者にあっては、16万円未満) 当該金額を加算した額とする。)を合算した額が2 (平成18年政令第10号) (特定支給決定障害者 と等当該指定生活介 (指定障害者支援 (障害者自立支援 (法第5条第18 及び当該支給 第17 7条第1

届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

### 延長支援加算

1) 延長時間1時間未満の場合

61単位

2) 延長時間1時間以上の場合

92単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして 都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利 用者(施設入所者を除く。以下この注において同じ。)に対 して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合 に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生 活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を 加算する。

### <u>12</u> 送迎加算

27単位

- 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして 都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者 支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業 所又は指定障害者支援施設(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託 が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において 同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12 において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所 又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道 につき所定単位数を加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知

村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、<u>平成24年3月3</u>1日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設に おいて、利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又 は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さら に片道につき所定単位数に14単位を加算する。

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

- 注 指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用 者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支 援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき 従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うと ともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合 に、所定単位数に代えて算定する。
- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
- 4 福祉・介護職員処遇改善加算
- 图に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定 した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援

<u> 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)</u>

- 口 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 の100分の90に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数
  ○100分の80に相当する単位数
- 15 福祉·介護職員処遇改善特別加算
- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数(指定障害者支援施設が行った場合にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第7 児童デイサービス

# 児童デイサービス費(1日につき)

## <u>イ</u> 児童デイサービス費(I)

| I | _        |
|---|----------|
|   | 利用定員が10人 |
| I | 人以下の揓谷   |

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

558単位

435単位

828単位

) 利用定員が21人以上の場合

<u>ロ</u> 児童デイサービス費(II)

利用定員が10人以下の場合

利用定員が11人以上20人以下の場合

(2)

689単位

利用定員が21人以上の場合

349単位

465単位

イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児

- 31 -

いう。 第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。 行った場合に、 当障害福祉サービス事業所において指定障害福祉サービス 該当児童デイサービスの提供を行った場合又は特定基準該 をいう。以下同じ。 該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準 のいずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準 祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスを <u> 童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第97条</u> 基準第219条に規定する特定基準該当児童デイサービス(レ) 準該当児童デイサービス事業所」という。 による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基 指定障害福祉サービス基準第112条若しくは第113条の規定 <u> 準該当児童デイサービスをいう。</u> 第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位 下同じ。 「特定基準該当児童デイサービス」という。 (指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。 ) の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)まで )において、 1月につき所定単位数を算定する。 )において、 指定児童デイサービス(指定障害福 <u>基準該当児童</u>デイサービ ) の提供を行った場合、 において基準 ) の提供を

の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(

指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準
該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当
児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害
福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「
経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以
外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指

- 定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デ イサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が 利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス の単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満で ある基準該当児童デイサービス事業所であって、経過的 基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、 未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該 当児童デイサービスの単位
- (3) 経過的指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過的基準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

- 2 <u>ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの</u> 単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童 デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位 において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に 、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。
- イ (みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。) 及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- 58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。 2 イサービスに係る計画に限る。 童デイサービス計画をいう。 定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障 祉サービス基準第107条、 は特定基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイ 定基準該当障害福祉サービス計画 害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児 準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第 いて準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に サービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福 において同じ。 指定児童デイサービス、 児童デイサービス計画 基準該当児童デイサービス計画 第111条又は第223条第1項にお 基準該当児童デイサービス又 2において同じ。)又は特 (指定障害福祉サービス基 2において同じ。 (特定基準該当児童デ

成されていない場合 100分の95

けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受 している間は、児童デイサービス費は、算定しない

利用定員に応じ、 デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事 数に加算する。 業所において、指定児童デイサービス等を行った場合に、 者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置している 対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るためにイヌ ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童 はロに掲げる児童デイサービス費の算定に必要とする従業 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に 1日につき次に掲げる単位数を所定単位

児童デイサービス費(I)を算定している場合

利用定員が10人以下の場合

利用定員が11人以上20人以下の場合

129単位

77単位

193単位

利用定員が21人以上の場合

児童デイサービス費(II)を算定している場合

利用定員が10人以下の場合 利用定員が11人以上20人以下の場合

129単位

77単位

193単位

利用定員が21人以上の場合

家庭連携加算

2

所要時間1時間以上の場合

所要時間 1 時間未満の場合

280単位

187単位

業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)又は 指定児童デイサービス事業所 基準該当児童デイサービス事

計画、 0条、 助等を行った場合に、 職種の者 特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下この注、 サービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス 障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援 この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」 児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの 7及び8において「指定児童デイサービス事業所等」という。 等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。 により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画 ービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定 において、 に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、 附則第5条第1項又は附則第6条第1項の規定により指定 が、 特定基準該当障害福祉サービス計画又は指定障害福祉サ (3において「児童デイサービス事業所従業者」 児童デイサービス計画、 指定障害福祉サービス基準第97条、 1月につき4回を限度として、 基準該当児童デイサービス 第108条、 児童デイ သ という が続き 211 第22

### 訪問支援特別加算

- ) 所要時間1時間未満の場合
- 所要時間 1 時間以上の場合

280単位

187単位

主 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等

に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

送迎加算

54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等 との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算す

利用者負担上限額管理加算

5

150単位

 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童 デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

福祉専門職員配置等加算

П

福祉専門職員配置等加算(II)

10単位

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するも のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デ

1日につき所定単位数を加算する

デイサービスを行った場合に、 所において、 置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。 算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配 イサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業 指定児童デイサービス又は特定基準該当児童 1日につき所定単位数を加

- あること。 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上で 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち
- 以上であること。 のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者
- 医療連携体制加算
- 医療連携体制加算(I)
- 医療連携体制加算 (II)

 $\square$  $| \perp |$ 

イについては、医療機関等との連携により、 250単位

注1 障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障 害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。 除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を 指定児童デイサービス事業所等(特定基準該当生活介護又 看護職員を

2 を受けた障害児に対し、 が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、 指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、 口については、医療機関等との連携により、看護職員を 1日につき所定単位数を加算する。 1回の訪問につき8名を限度とし 当該看護職員 当該看護

欠席時対応加算

94単位

注 指定児童デイサービス事業所等において指定児童デイサービ

500単位

| 509単位                | ( ) 区分3                             | 504単位 | → 区分3                 |
|----------------------|-------------------------------------|-------|-----------------------|
|                      | (4) 福祉型短期入所サービス費(V)                 |       | (4) 福祉型短期入所サービス費(V)   |
| 490単位                | (三) 区分1                             | 486単位 | (当 区分1                |
| 593 単位               | ( ) 区分2                             | 588単位 | ( ) 区分2               |
| 757単位                | ( ) 区分3                             | 750単位 | → 区分3                 |
|                      | (3) 福祉型短期入所サービス費(III)               |       | (3) 福祉型短期入所サービス費(III) |
| 166単位                | 缶) 区分1及び区分2                         | 164単位 | (油) 区分1及び区分2          |
| 231単位                | 四 区分3                               | 229単位 | 四 区分3                 |
| 307単位                | (三) 区分4                             | 304単位 | (三) 区分4               |
| 509単位                | ( ) 区分5                             | 504単位 | ( ) 区分5               |
| 581単位                | (一) 区分6                             | 576単位 | → 区分6                 |
|                      | (2) 福祉型短期入所サービス費(II)                |       | (2) 福祉型短期入所サービス費(II)  |
| 490単位                | 缶 区分1及び区分2                          | 486単位 | (油) 区分1及び区分2          |
| 562単位                | 四 区分3                               | 557単位 | 四 区分3                 |
| 624単位                | (三) 区分4                             | 619単位 | (三) 区分4               |
| 757単位                | ( ) 区分5                             | 750単位 | ( ) 区分5               |
| 890単位                | (一) 区分6                             | 882単位 | → 区分6                 |
|                      | (1) 福祉型短期入所サービス費(I)                 |       | (1) 福祉型短期入所サービス費(I)   |
|                      | イ 福祉型短期入所サービス費                      |       | イ 福祉型短期入所サービス費        |
|                      | 1 短期入所サービス費 (1日につき)                 |       | 短期入所サービス費(1日につき)      |
|                      | <u>第8</u> 短期入所                      | 第     | 短期入所                  |
| 所定単位数を算定する。          | 1月につき4回を限度として、所定単位数                 |       |                       |
| 等を記録した場合に、で表記録した場合に、 | に、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、        |       |                       |
| 目談援助を行うととも           | 者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うと          |       |                       |
| ҳ等の従業者が、利用           | <u>した場合において、指定児童デイサービス等の従業者が、利用</u> |       |                       |
| こよりその利用を中止           | ス等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止        |       |                       |
| あらかじめ当該指定児童デイサービ     | ス等を利用する障害児が、あらかじめ当ま                 |       |                       |

| 指定自立訓練(生  | 能訓練)等、 <u>第13</u> の1の注1に規定する指定自立訓練  | 省定自立訓練(生          | 能訓練)等、 <u>第12</u> の1の注1に規定する指定自立訓練 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 指定自立訓練(機  | 生活介護等、 <u>第12</u> の1の注1に規定する指定自立訓練  | 肯定自立訓練(機          | 生活介護等、 <u>第11</u> の1の注1に規定する指定自立訓練 |
| トる利用者が、指定 | 2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、         | る利用者が、指定          | 2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、        |
|           |                                     |                   | 定する。                               |
| 位数を算定する。  | 区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。          | n所定単位数を算          | 障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算         |
| 場合に、障害程度  | 短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度          | を行った場合に、          | する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に          |
| 4条に規定する指定 | 期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定        | 基準第114条に規定        | て指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定       |
| )において指定短  | 指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短          | 以下同じ。) におい        | 規定する指定短期入所事業所をいう。以                 |
| ¥第1項に規定する | 業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する        | <b>準第115条第1項に</b> | 期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に       |
| 、指定短期入所事  | を除く。 <u>第8</u> において同じ。)に対して、指定短期入所事 | こ対して、指定短          | を除く。 <u>以下この第7</u> において同じ。)に対して、   |
| 「る利用者(障害児 | 注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児      | る利用者(障害児          | 注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者         |
| 231単位     | (2) 基準該当短期入所サービス費(II)               | 229単位             | (2) 基準該当短期入所サービス費(II)              |
| 757単位     | (1) 基準該当短期入所サービス費(I)                | 750単位             | (1) 基準該当短期入所サービス費(I)               |
|           | ニ 基準該当短期入所サービス費                     |                   | ニ 基準該当短期入所サービス費                    |
|           |                                     | 925単位             | (6) 医療型特定短期入所サービス費(1)              |
|           |                                     | 1,587単位           | (5) 医療型特定短期入所サービス費(V)              |
|           |                                     | 1,719単位           | (4) 医療型特定短期入所サービス費(V)              |
| 1,300単位   | (3) 医療型特定短期入所サービス費(II)              | 1,289単位           | (3) 医療型特定短期入所サービス費(III)            |
| 2,270 単位  | (2) 医療型特定短期入所サービス費(II)              | 2,251単位           | (2) 医療型特定短期入所サービス費(II)             |
| 2,480単位   | (1) 医療型特定短期入所サービス費(I)               | 2,460単位           | (1) 医療型特定短期入所サービス費(I)              |
|           | ハ 医療型特定短期入所サービス費                    |                   | ハ 医療型特定短期入所サービス費                   |
| 1,400単位   | (3) 医療型短期入所サービス費(11)                | 1,388単位           | (3) 医療型短期入所サービス費(III)              |
| 2,400単位   | (2) 医療型短期入所サービス費(II)                | 2,380単位           | (2) 医療型短期入所サービス費(II)               |
| 2,600単位   | (1) 医療型短期入所サービス費(I)                 | 2,579単位           | (1) 医療型短期入所サービス費(I)                |
|           | ロ 医療型短期入所サービス費                      |                   | ロ 医療型短期入所サービス費                     |
| 166単位     | (三) 区分1                             | 164単位             | (三) 区分1                            |
| 269単位     | ( ) 区分2                             | 266単位             | ( ) 区分 2                           |

活訓練)等、<u>第13</u>の1の注1に規定する指定就労移行支援等、<u>第14</u>の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等<u>又は第15</u>の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- 3 (略)
- 4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、<u>指定通所支援</u>を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 5~10 (略)
- 療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を 重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設 労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において 定就労継続支援A型等、 定する指定就労移行支援等、 定する指定自立訓練(生活訓練)等、 定する指定自立訓練(機能訓練)等、 行った場合に、 基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医 く(4)にしいては、 第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は 1日につき所定単位数を算定する 指定生活介護等、 第15の1の注1に規定する指定就 第14の1の注1に規定する指 第13の1の注1に規 第12の1の注1に規 第11の1の注1に規
- | 12 | 八(5)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規

活訓練)等、<u>第14</u>の1の注1に規定する指定就労移行支援等、<u>第15</u>の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等<u>、第16</u>の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等<u>又は通</u><u>所による旧法施設支援</u>を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

(悪)

 $\omega$ 

- イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、<u>指定児童デイサービス</u>を利用した日<u>又は児童福祉施設に通所した日</u>において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 5~10 (器)

定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第15の1の注1に規定する指定就定就完就表援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重定心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 13 いて指定短期入所を行った場合に、 働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府 筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属す 意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若 厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性 労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において 定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就 定する指定就労移行支援等、 定する指定自立訓練(生活訓練)等、 定する指定自立訓練 を算定する。 県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所にお る疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労 くは障害児程度区分1以上に該当し、 へ(6)については、 区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、 指定生活介護等、 (機能訓練) 第14の1の注1に規定する指 樂 1日につき所定単位数 第13の1の注1に規 第12の1の注1に規 第11の1の注1に規 かり、 医師により
- 14 二(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条の 2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所 (同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)

二(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条のに規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所 (同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)

11

を行う事業所(以下「基準該当短期入所事業所」という。 )において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき 所定単位数を算定する。

15 二(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)第4条第1項に規定する基準該当自立訓練(接能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)若しくは基準該当通所支援(児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。)を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 16 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する 場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗 じて得た数を算定する。
- 17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス<u>又は指定通所支援</u>者しくは指定入所支援を受けている間(1のイの(2)若しくは(4)又はハの(4)、(5)若しくは(6)を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費は、算定しない。
- 2 (器)
- 3 重度障害者支援加算

注 指定短期入所事業所において、<u>第8</u>の注1に規定する利用者 の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期 入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただ

> を行う事業所(以下「基準該当短期入所事業所」という。 )において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき 所定単位数を算定する。

12

- 三(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)第4条第1項に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)若しくは基準該当児童デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 13 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する 場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗 じて得た数を算定する。
- 14 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間(1のイの(2)又は(4)を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費は、算定しない。
- (器)

 $\sim$ 

3 重度障害者支援加算

50単位

注 指定短期入所事業所において、<u>第9</u>の注1に規定する利用者 の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期 入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただ

は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合 算定しない。 この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又

### 単独型加算

4

320単位

単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療 ス費を算定している場合は、 型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービ 業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定 指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事 算定しない。

# 医療連携体制加算

Ŋ

ロ・ブ (瑟

#### |> 医療連携体制加算 (11)

11

医療連携体制加算 (1)

500単位

100単位

注

# 注

者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者に 象となる利用者又は指定生活介護等若しくは<u>第11</u>の1の注 0年厚生労働省告示第67号)別表の訪問看護基本療養費(II) 護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(II) 若しくは訪問看 定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診 <u>期入所サービス費の算定対象となる利用者、</u>診療報酬の算 対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対 指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に 1 に規定する指定自立訓練 医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短 し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、 (以下「精神科訪問看護・指導料等」という。) の算定対 イについては、医療機関等との連携により、 (機能訓練) 等を行う指定障害 看護職員を 1のロの (平成2

> $\subseteq$ は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合 は、算定しない。 この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又

#### 4 単独型加算

- 注 単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療 ス費を算定している場合は、 型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービ 業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定 指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事 算定しない。
- 医療連携体制加算

បា

· П (悪

の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定 費(田) 問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法( 科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(11) 若しくは訪 の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医 者については、算定しない。 障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用 定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは<u>第12</u>の 1 平成20年厚生労働省告示第67号)別表の訪問看護基本療養 対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対 し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬 指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に イについては、医療機関等との連携により、看護職員 (以下「精神科訪問看護・指導料等」という。) の算

ついては、算定しない。

0

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を 指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の 利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利 用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日に つき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期 入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料 等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第1 1の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う 指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利 用者については、算定しない。
- 3 へについては、医療機関等との連携により、看護職員を 指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定 行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、 当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算す る。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費又は1の への医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は 、算定しない。
- 4 三については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。
- 6 · 7 (略)
- 8 食事提供体制加算

68単位

旧については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

- 6 7 (略)
- 8 食事提供体制加算

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

# 9 緊急短期入所体制確保加算

40単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府 県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指 定障害福祉サービス基準第115条第2項に規定する空床利用型事 業所をいう。10において同じ。)を除く。)において、指定短 期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。た だし、当該事業所において、連続する3月において10の緊急短 期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月 の最終月の翌月から3月の間に限り算定しない。

# 10 緊急短期入所受入加算

整急短期入所受入加算(I)

60単位

緊急短期入所受入加算(II)

90単位

: 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

注

っては、14日)を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り、算定しない。

2 の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事 算する。 指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日か <u>業所以外の事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し</u> 費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費及び9 る空床利用型事業所又は1のロの医療型短期入所サービス 月の最終月の翌月から3月の間に限り、 <u> 入所受入加算を算定しなかった場合には、</u> ら起算して7日を限度として、 くは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定してい 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費若し 当該事業所において、連続する3月において緊急短期 ただし、空床利用型事業所以外の事業所にあって 1月につき所定単位数を加 算定しない。 当該連続する3

# 1 特別重度支援加算

特別重度支援加算(I)

388単位

120単位

口 特別重度支援加算(II)

主1 イについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指

て、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数 を算定する。

定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し

ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は

2

1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの特定事業所加算(I)を算定している場合には、算定しない。

### ? 送迎加算

186単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体 又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所(地方自治法第2 24条の2第3項の規定に基づく公の管理の委託が行われている 場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送 迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

# 13 福祉·介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- \_ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定 した単位数の1000分の28に相当する単位数(共同生活介護事 業所(単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3 項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。)を除

く。)において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第1166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)において行う場合(単独型事業所を除く。)にあっては100分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては100分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては100分の7に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては100分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては100分の17に相当する単位数

- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数□ の100分の90に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) イにより算定した単位数● の100分の80に相当する単位数
- 14 福祉·介護職員処遇改善特別加算
- 事業所 000分の23に相当する単位数、 訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。)において行 分の10に相当する単位数、 所(単独型事業所を除く。 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助 は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定 は基準該当短期入所事業所が、 した単位数の1000分の9に相当する単位数(共同生活介護事業 て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 (単独型事業所を除く 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立 において行う場合については1000 単独型事業所において行う場合に 利用者に対し、指定短期入所又 において行う場合については!

<u>ついては1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、1</u> 3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては 、算定しない。

# 第8 重度障害者等包括支援

# 1 重度障害者等包括支援サービス費

- 4 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数
- 注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6( 障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次 の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定 重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準 第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所 をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った 場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等

# 9 重度障害者等包括支援

# 重度障害者等包括支援サービス費

- いう。)の100分の95以上である場合 働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位 めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数 準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同 において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものと **や**深へ。) 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基 )として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。 という。 を乗じて得た単位数(以下 が、 1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定 支給決定単位数 「支給決定単位数」 (当該月
- 口 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実 績単位数に95分の100を乗じて得た単位数
- 注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6( 障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次 の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定 重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準 第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所 をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った 場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当 する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等

があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(+) 又は()のいずれかに該当するものであること。

- 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ) 最重度の知的障害のある者
- 2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス を受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を 受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算 定しない。
- 2 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

- 注 指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限る。
- 3 福祉·介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1及び2により算定した

があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(+) 又は())のいずれかに該当するものであること。

- 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- 3 最重度の知的障害のある者
- <u>) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</u>

2

利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は 児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

| <u>の100分の90</u> に相当する単位数 | □ 福祉·介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 | 単位数の1000分の10に相当する単位数 |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------|
|                          |                                 |                      |

# ○ 福祉・介護職員処遇改善加算 (加) イにより算定した単位数○ 100分の80に相当する単位数

# 4 福祉·介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして 都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、 利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1及 び2により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

# 第9 共同生活介護

共同生活介護サービス費(1日につき)

イ 共同生活介護サービス費(I)

区分6

| :      | (5)   | (4)   | (3)   | (2)   |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | 区分2   | 区分3   | 区分4   | 区分 5  |
|        |       |       |       |       |
| ,      |       |       |       |       |
| ;<br>; |       |       |       |       |
|        |       |       |       |       |
|        |       |       |       |       |
|        |       |       |       |       |
|        |       |       |       |       |
|        | 291   | 379)  | 445)  | 523   |
|        | 291単位 | 379単位 | 445単位 | 523単位 |

# 共同生活介護サービス費(II)

 $\square$ 

| (4) 医分3 | (3) 医分4 | (2) 医分5 | (1) 区分6 |
|---------|---------|---------|---------|
| 329単位   | 394単位   | 473単位   | 589単位   |

(5)

区分 2

241単位

(4)

区分2

区分4

# 第10 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費(1日につき)

イ 共同生活介護サービス費(I)

639単位

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

区分6

| (3) | (2) |
|-----|-----|
| 区分4 | 区分5 |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

449単位

383単位 294単位 645単位

528単位

(4)

区分3

(5)

区分2

# ロ 共同生活介護サービス費(II)

(1)

(2)

| 区分 5  | 区分6   |           |
|-------|-------|-----------|
|       |       | ( ):<br>E |
|       |       |           |
| 477单位 | 594単位 |           |
|       |       |           |

 477単位

 398単位

 332単位

 243単位

| 生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位           | 生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位           |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同         | 護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同         |
| て「身体障害者等」という。)に対して、指定共同生活介           | て「身体障害者等」という。)に対して、指定共同生活介           |
| 精神障害者をいう。以下同じ。)( <u>第17</u> の1の注1におい | 精神障害者をいう。以下同じ。)( <u>第16</u> の1の注1におい |
| に関する法律(昭和25年法律第123号))第5条に規定する        | に関する法律(昭和25年法律第123号)) 第5条に規定する       |
| をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉           | をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉           |
| 的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者         | 的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者         |
| ものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者(知           | ものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者(知           |
| る日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずる           | る日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずる           |
| 規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達す         | 規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達す         |
| 害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に        | 害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に        |
| 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障         | 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障         |
| ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位        | ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 140単位        |
| (5) 区分 2 324単位                       | (5) 区分 2 321単位                       |
| (4) 区分 3 413単位                       | (4) 区分 3 409単位                       |
| (3) 区分 4 479単位                       | (3) 区分4 475単位                        |
| (2) 区分5                              | (2) 区分 5 553単位                       |
| (1) 区分 6 675単位                       | (1) 区分 6 669単位                       |
| ニ 共同生活介護サービス費(V)                     | ニ 共同生活介護サービス費(V)                     |
| (5) 区分 2 $210$ 单位                    | (5) 区分 2 208単位                       |
| (4) 区分 3 299単位                       | (4) 区分 3 296 単位                      |
| (3) 区分 4 365単位                       | (3) 区分4 362単位                        |
| (2) 区分 5 444 単位                      | (2) 医分 5 440単位                       |
| (1) 区分 6 561単位                       | (1) 区分 6 556 単位                      |
| ハ 共同生活介護サービス費(II)                    | ハ 共同生活介護サービス費(III)                   |

2

イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項

0

イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項

数を算定する。

数を算定する。

第1号の規定により置くべき世話人(以下<u>第9</u>において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

### 3 • 4 (略)

5 <u>平成27年3月31日</u>までの間、指定障害福祉サービス基準 附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利 用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、 イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に 応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合

| → 図分6 | (2) 注3に規定する指定共同生活介護事 | (三) 区分4 | ○ 区分 5 | ( ) 区分(6 |
|-------|----------------------|---------|--------|----------|
| 379単位 | 事業所の場合               | 353単位   | 384単位  | 430単位    |

) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合

区 分 4 4

334単位 302単位

| 三 区分4 | ( ) 医分5 | ( ) 区分(6 |
|-------|---------|----------|
|       |         |          |
| 269単位 | 301単位   | 347単位    |

0

(翠)

第1号の規定により置くべき世話人(以下<u>第10</u>において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

### 3・4 (略)

 $\Omega$ 

平成24年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、イからへまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合

| ではなずが開える法 (6)            | ⊝ 医分4 | () 区分5 | → 区分6 |
|--------------------------|-------|--------|-------|
| ◇ はまずははははなける日本のはなるのではららば | 356単位 | 388単位  | 434単位 |

2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合

| (3)         |       |       | $\Box$ |
|-------------|-------|-------|--------|
| 注4に規定する指定共同 | 区分4   | 区分5   | 区分6    |
| 指定共同生活介     |       |       |        |
| 護事業所の場      |       |       |        |
| □▷          | 305単位 | 337単位 | 383単位  |

| (器 | $\bigcirc$ |       | $\Box$ |
|----|------------|-------|--------|
| 啓) | 区分4        | 区分 5  | 区分6    |
|    | 272単位      | 304単位 | 350単位  |

0

- 7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護 事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、<u>平成2</u> 7年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。
- (1) (2) (略)
- 3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>第9</u>において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95
- (4) (略)
- (5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員 の合計数が21人以上である場合 100分の95
- 9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けてい

- 7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護 事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、<u>平成2</u> 4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。
- イからホまでに掲げる共同生活介護サービス費(注5に規定する場合を含む。)の算定に当たって、イから二までについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

### (1)・(2) (器)

- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>第10</u>において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95
- (4) (略)
- 9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間及はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けてい

利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。) を除く。)は、共同生活介護サービス費は、算定しない。 る間(注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護

## $1 \mathcal{O} 2$ 福祉専門職員配置等加算

### . П

注 1 ち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従 おいて「生活支援員等」という。) (注2において「世話 38条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下<u>第9</u>に 活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生 業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事 人等」という。)として常勤で配置されている従業者のう イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第

#### 0 (器)

# 夜間支援体制加算

# 夜間支援体制加算(I)

用者」という。)が4人以下の場合 が支援を行う利用者(以下この2において「夜間支援対象利 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等

区分 5 及び区分 6

区分 4

区分2及び区分3

夜間支援対象利用者が5人の場合

区分 5 及び区分 6

区分4

314単位

164単位

107単位

273単位

137単位

利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。) の問題 を除く。) 又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活 介護サービス費は、算定しない。 (注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護

## 1 @ 2福祉専門職員配置等加算

### ロ・ト

注1

業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事 ち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従 人等」という。)として常勤で配置されている従業者のう おいて「生活支援員等」という。) (注2において「世話 38条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下<u>第10</u>に 活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第

#### 0 (悪)

#### 2 夜間支援体制加算

支援を行う利用者(以下第10の2において「夜間支援対象利用 者」という。)が4人以下の場合 夜間及び深夜の時間帯において、 世話人又は生活支援員等が

区分5及び区分6

(2) 区分4

(3) 区分2及び区分3

> 314単位 164単位

107単位

| 10単位      | 5 単位 | 15単位 | 78単位 |
|-----------|------|------|------|
| 口 夜間支援対象利 |      |      |      |

| <u>(2)</u> <u>国分4</u> |       |
|-----------------------|-------|
|                       |       |
| 137単位                 | 1 0 1 |

98単位

| >                 |
|-------------------|
| 夜間支援対象利用者が 6 人の場合 |
|                   |

| 2     | (1)        |
|-------|------------|
| ) 区分4 | ) 区分5及び区分6 |
|       |            |
|       | (2) 区分4    |

 238単位

 119単位

 89単位

| い<br>参      | (3)      |  |
|-------------|----------|--|
| 沙军田门多谷村村全間、 | 医分2及び医分3 |  |
| が7人の基合      |          |  |

| l <u> </u>  | 1        |
|-------------|----------|
| 1) 区分5及び区分6 | <u> </u> |
|             |          |

| (3) 区分2及び区分3 | <u>(2)</u> <u>区分4</u> |
|--------------|-----------------------|
|              |                       |

| 计                      |  |
|------------------------|--|
| 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合 |  |
|                        |  |

| 一 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合 | (3) 区分2及び区分3 | <u>(2)</u> <u>医分4</u> | <ul><li>(1) 区分5及び区分6</li></ul> |
|---------------------------|--------------|-----------------------|--------------------------------|
|                           | 59単位         | 81単位                  | 171単位                          |

|      |       | 16人以下の場合 |      |          |
|------|-------|----------|------|----------|
| 27年/ | 100単位 |          | 37単位 | <u> </u> |
|      |       |          |      |          |

 216単位

 99単位

 75単位

- 注1 同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び 知事が認めた指定共同生活介護事業所 障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共 支援体制」という。) を確保しているものとして都道府県 通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間 <u>イについては、利用者に対して</u>夜間及び深夜の時間帯を (経過的居宅介護利
- 2 算定しない。 生活介護を行った場合に、 確保している指定共同生活介護事業所において、指定共同 呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の <u>夜間支援体制加算(I)の算定対象となる利用者については</u> に応じ、 口については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者 1日につき所定単位数を加算する。 指定共同生活介護の利用者の数 ただし、
- 重度障害者支援加算

 $\omega$ 

注 <u>第8</u>の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身

区分2及び区分3

23単位

夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

区分5及び区分6

89単位 26単位

区分2及び区分3

(2)

区分4

14単位

利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。) 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合(夜間支援対象

区分5及び区分6

78単位 15単位

(2) 区分4

区分2及び区分3 5 単位

業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に 等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。 つき所定単位数を加算する。 生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事 を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同 夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護 1日に

重度障害者支援加算

 $\omega$ 

注 第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の

け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護 利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障 の状態にある者 を行った場合に、 えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届 害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加 数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護 徭 1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2 1日につき所定単位数を加算する

#### 4 日中支援加算

### П

注 利用又は就労することができないときに、 則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者 単位数を加算する 超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定 接を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を を除く。)が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を 田 行支援<u>若しくは就労継続支援</u>に係る支給決定を受けている利 生活介護事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移 屋間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支 者又は就労している利用者 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同 (指定障害福祉サービス基準附 当該利用者に対し

#### ΩI Ш-立生活支援加算

町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づさ、単身生活等へ 単身等での生活(以下この注及び<u>第16</u>の2において「単身生活 府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道 )が可能であると見込まれる利用者に対して、市 14単位

> 生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に 員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同 以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指 項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2 状態にある者 ビス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援 定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サー 1日につき所定単位数を加算する (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第

### 日中支援加算

4

### ロ・ブ

注 当該障害福祉サービス等を利用又は就労することができない 超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区 いまと 規定の適用を受ける利用者を除く。)が心身の状況等により 定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者 行支援<u>、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援</u>に係 生活介護事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移 分に応じ、1日につき所定単位数を加算する った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同 当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行 Ш

#### Ŋ 1立生活支援加算

14単位

注 町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づさ、単身生活等へ 単身等での生活 府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものと が可能であると見込まれる利用者に対して、市 (以下この注及び第17の2において「単身生活 て都道

計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所 の移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護 定単位数を加算する。

- $(1) \cdot (2)$ (器)
- 8 > 9 9 (器)
- ロ・レ 医療連携体制加算 (器)
- 医療連携体制加算(V)

医療連携体制加算(III)

500単位 100単位

注1~2 (器)

- 特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 算する。 指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が認定 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を 当該看護職員1人に対し、 1日につき所定単位数を加
- 4 き所定単位数を加算する。 定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、 る場合にあっては、 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、 算定しない。 ただし、 又はロを算定してい 1月につ 認定特
- 通勤者生活支援加算

° 管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活 同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、 事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共 日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭 上の支援を行っている場合に、 指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の 1日につき所定単位数を加算す サフト手 18単位

> 計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所 の移行に向けた相談支援等を行った場合に、 定単位数を加算する。 当該共同生活介護

 $(1) \cdot (2)$ (器)

6 \sigma 8 (器)

9 医療連携体制加算

人 ・ ロ

注1~ 0 (瑟

# 11 福祉・介護職員処遇改善加算... ニューニー (ロール)

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定 した単位数の1000分の30に相当する単位数
- 四 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数 の100分の90に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数○ 0100分の80に相当する単位数
- 12 福祉·介護職員処遇改善特別加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、1から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

# 10 施設入所支援

- 施設入所支援サービス費(1日につき)
- 利用定員が40人以下

(1) 区分6

447単位

(1) 区分6

# 11 施設入所支援

- 施設入所支援サービス費 (1日につき) 利田 (1日にいて) (1日に) (1日
- イ 利用定員が40人以下

400単位

| 309単位       249単位       188単位       138単位       99単位       255単位       207単位       121単位       92単位       186単位       1186単位       1199単位       109単位       88単位       109単位       231単位       231単位       109単位       231単位       231単位       231単位       109単位       88単位 | (1) 区分6 (2) 区分5 (249単4 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 ハ 利用定員が61人以上80人以下 (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (2) 区分3 (5) 区分2以下 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (2) 区分6 (3) 区分6 (4) 区分6 (2) 区分6 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (4) 区分3 (6) 区分2以下 (6) 区分2以下 (7) 区分5(3)までのいずれ かいずれ かいた該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う | 293単位<br>293単位<br>293単位<br>182単位<br>144単位<br>291単位<br>291単位<br>195単位<br>159単位<br>159単位<br>159単位<br>159単位<br>175単位<br>265単位<br>123単位<br>123単位<br>123単位<br>123単位<br>(得た単位数<br>の(1)から(3)までのいずれ<br>指定障害者支援施設が行う | (1) 区分6 (2) 区分5 (2) 区分5 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (2) 区分5 (4) 区分5 (4) 区分5 (4) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (1) 区分6 (2) 区分3 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (6) 区分2以下 (7) 区分6 (7) 区分6 (8) 区分2以下 (9) 区分2以下 (1) 区分6 (9) 区分3 (1) 区分6 (1) 区分6 (1) 区分6 (1) 区分6 (2) 区分3 (3) 区分2以下 (4) 区分3 (4) 区分3 (5) 区分2以下 (6) 区分2以下 (7) 区分2下 (7) 区分2下(7) 区内2下(7) 区内2T(7) 区内2 |
|---|--|---|--|
| 328単位<br>256単位<br>180単位<br>115単位  | <ul><li>(2) 区分5</li><li>(3) 区分4</li><li>(4) 区分3</li><li>(5) 区分2以下</li><li>ロ 利用定員が41人以上60人以下</li></ul>  | 376単位       304単位       229単位       165単位   | <ul> <li>(2) 区分5</li> <li>(3) 区分4</li> <li>(4) 区分3</li> <li>(5) 区分2以下</li> <li>ロ 利用定員が41人以上60人以下</li> </ul>  |

施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援接(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分(障害程度区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

#### 1) (黙)

- 第1101の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第1101の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)、第13の1の注1に規定する指定就労総売支援A型等又は第1501の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第1501の注1に規定する指定就労継続支援B型等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
- (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分

施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分(障害程度区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

#### (1) (路)

(2) <u>第12</u>の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、<u>第13</u>の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)<u>又</u> <u>は第14</u>の1の注1に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分

を受ける者 6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして つき所定単位数を算定する。 定施設入所支援を行った場合に、 都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、 利用定員に応じ、 1日に

ω

若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応 の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士 1日につき単位数を所定単位数を減算する。

管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

(2) 利用定員が41人以上60人以下 利用定員が40人以下 22単位 27単位

(3)

利用定員が61人以上80人以下

15単位

配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場 利用定員が81人以上 12単位

 $\Box \triangleright$ 

利用定員が40人以下

(2) 利用定員が41人以上60人以下

10単位

12単位

7 単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

夜勤職員配置体制加算

(1) 利用定員が21人以上40人以下

 $\aleph$ 

49単位

等を受ける者 6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等 しくは第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型 第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若

(器)

2

 $\sim$ 夜勤職員配置体制加算

6 単位

(1) 利用定員が21人以上40人以下

38単位

- (2) 利用定員が41人以上60人以下
- (3) 利用定員が61人以上

36単位 41単位

(器

 $\omega$ 重度障害者支援加算

. 口 (瑟

- 注1 の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に いるものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等 第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置して 害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項 の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則 受ける者に限る。注3において同じ。)の数の合計数の100分 徭  $\wedge$ 3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障 される者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を イバしいては、 1日につき所定単位数を加算する 医師意見書により特別な医療が必要である
- $\sim$
- $\omega$ 号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都 規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用 算(I)が算定されている利用者であって、<u>第8</u>の注1の(2)に 指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定 道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、 支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者 者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3 .位数を加算する. ロ(1)については、 第6の2のイに規定する人員配置体制加
- 4 ロ(2)にしいては、 第6の2の口に規定する人員配置体制加

- (3) (2) 利用定員が41人以上60人以下
- 利用定員が61人以上

25単位

30単位

(器)

 $\omega$ 重度障害者支援加算

7 . 口 (器

注

- 府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指 指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人 位数を加算する 定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単 職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道 4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護 員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 とされる者が利用者 3において同じ。)の数の合計数の100分の20以上であって、 イについては、 医師意見書により特別な医療が必要である (指定生活介護等を受ける者に限る。注
- 0
- $\omega$ 号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都 規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用 算(I)が算定されている利用者であって、<u>第9</u>の注1の(2)に 指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定 道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、 支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1 条に規定する人員配置に加え、 者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3 単位数を加算する 口(1)については、第6の2のイに規定する人員配置体制加 常勤換算方法で、 指定障害者
- ロ(2)にしいては、 第6の2の口に規定する人員配置体制加

4

算(II)が算定されている利用者であって、<u>第8</u>の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者 1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 口(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算 (加が算定されている利用者であって、<u>第8</u>の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 口(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が 算定されていない利用者であって、<u>第8</u>の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人 につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規 定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援 施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の 規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているもの として都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位に

算(II) が算定されている利用者であって、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

口(3)については、第6の2のへに規定する人員配置体制加算(III)が算定されている利用者であって、<u>第9</u>の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

 $\Omega$ 

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が 算定されていない利用者であって、第9の注1の(2)に規定す る別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人 につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規 定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援 施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の 規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているもの として都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位に

おいて、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、 度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 障害程

 $\neg$ (器)

4 വ (翠

|  |  | C |
|--|--|---|
|  |  | Í |
|  |  |   |
|  |  |   |
|  |  |   |

#### 6 入院・外泊時加算

# 入院・外泊時加算(I)

| <ul><li>利用定員が60人</li></ul> |  |
|----------------------------|--|
| 义                          |  |
| $\exists$                  |  |

- (2) 利用定員が61人以上80人以下
- 利用定員が81人以上
- 入院・外泊時加算 (II)

# 利用定員が60人以下

- 利用定員が61人以上80人以下
- 利用定員が81人以上
- イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要し

147単位 162単位 191単位

注

度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 おいて、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、 障害程

- ~1 (器)
- . 5
- 6 土日等日中支援加算

90単位

注 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する日に、当該指定障害者

場合に、1日につき所定単位数を加算する。 支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った

- 第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等 ((2)に おいて「日中活動サービス」という。 算定されない日 土曜日、 第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は 日曜日等であって指定生活介護等、指定自立訓練 )に係るサービス費が
- (2) 実施されている日中活動サービス以外の日中活動サービスを 動<u>サービスが利用できない日</u> 利用している場合において、心身の状況等により当該日中活 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等において

#### 7 入院・外泊時加算

- (1)利用定員が60人以下
- (2) 利用定員が61人以上80人以下

272単位 247単位

320単位

(3) 利用定員が81人以上

- 320単位
- 247単位

272単位

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に

た場合及び利用者に対して居宅における外泊(指定共同生活分費及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した初日から超算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

終日は、 単位数) 公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては <u> 員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方</u> た日から82日を限度として、 合に、入院し、 者をいう。7及び8において同じ。)が、施設障害福祉サ 第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業 <u>た場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合</u> に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第4条又は附則 口については、利用者が病院又は診療所への入院を要し (1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する ビス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場 を算定する。 算定しない。 又は外泊した初日から起算して8日を超え 所定単位数に代えて、 人院又は外泊の初日及び最 利用定

> 対して居宅における外泊(指定共同生活介護及び第17の1の注 1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外 泊を含む。以下この7及び8において同じ。)を認めた場合に 、1月に8日(継続して入院又は外泊している者にあっては、 入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度 として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者 支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1 000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、 入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

# 長期入院等支援加算

 $\infty$ 

利用定員が60人以下

(2) 利用定員が61人以上80人以下

(3)

利用定員が81人以上

160単位 136単位

123単位

# 入院時支援特別加算

 $(1) \cdot (2)$ 

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、<u>施設従業者</u>のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

地域移行加算

 $\infty$ 

(器)

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (器)

泊 位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあ 間を除く。) の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期 種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、 を算定する (継続して入院している者にあっては、 っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。 対する支援を行<u>った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外</u>作 対して外泊を認めた場合に、 加算が算定される月は、 日から起算して3月に限る。 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に について、 算定しない。 1日につき、 施設従業者のうち、いずれかの職 ただし、 利用定員に応じ、 6の入院時支援特別 当該利用者に 入院した初 所定単

入院時支援特別加算

(1)・(2) (器)

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、<u>指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(10において「施設従業者」という。)</u>のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

0 地域移行加算

500単位

500単位

(悪

11 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (器)

注1·2 (器)

#### 12 栄養管理体制加算

# 栄養士配置加算(I)

利用定員が40人以下

利用定員が41人以上60人以下

22単位

27単位

利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

12単位 15単位

栄養士配置加算(II)

利用定員が40人以下

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

8単位 6単位

12単位

15単位

(4) (3)

利用定員が81人以上

も適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者 位数を加算する。 支援施設等について、利用定員に応じ、 <u> イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれに</u> 1日につき所定単

° ( 1 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している

生に留意し適切な食事管理を行っていること。 利用者の日常生活状況、嗜し好等を把握し、 安全で衛

ている場合は、算定しない。 支援施設等について、利用定員に応じ、 も適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者 位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定し ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれに 1日につき所定単

管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

利用者の日常生活状況、嗜し好等を把握し、安全で衛

### 10 栄養マネジメント加算

10単位

次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するもの して都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について 1日につき所定単位数を加算する

- 有する栄養士) 管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を 常勤の管理栄養士 を1名以上配置していること。 (<u>平成27年3月31日</u>までの間にあっては
- (2)  $\sim$  (4)(器)

経口移行加算

注1・2 (略)

経口維持加算

 $(1) \cdot (2)$ (器)

いて、経口移行加算を算定している場合は、 が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日に た、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算 つきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合にお な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画 養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別 合に限る。 歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、 画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は 種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる に基づさ、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職 入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示 注2において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄 算定しない。ま

生に留意し適切な食事管理を行っていること。

13 栄養マネジメント加算

- 注 として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について 1日につき所定単位数を加算する 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するもの
- 有する栄養士)を1名以上配置していること。 管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を 常勤の管理栄養士 (<u>平成24年3月31日</u>までの間にあっては

(2)  $\sim$  (4)(器)

経口移行加算

28単位

28単位

14

15 経口維持加算

注1·2

(器)

注1  $(1) \cdot (2)$ 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、 (器)

計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1 算(田)は、 において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合 特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該 は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための あって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又 食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合で 機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂 師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食 また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加 算定しない。

(II)は、算定しない。

#### イ・ロ (器)

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- 13 療養食加算

泊 (器)

# 14 福祉·介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定 した単位数の1000分の28に相当する単位数
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数「の100分の90に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数
  ○100分の80に相当する単位数

#### ノ・ロ (器)

0

管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

療養食加算注 (略)

23単位

16

23単位

## 15 福祉·介護職員処遇改善特別加算

注 加算する。 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし ている場合にあっては、 算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に て都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 指定施設入所支援を行った場合に、 14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定し 算定しない。 1から13までにより

#### 自立訓練 (機能訓練)

機能訓練サービス費 (1日につき)

機能訓練サービス費(I)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

3 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

機能訓練サービス費(II)

 $\widehat{\phantom{a}}$ 所要時間1時間未満の場合

(2) 所要時間1時間以上の場合

(3) 基準該当機能訓練サービス費 視覚障害者に対する専門的訓練の場合

注1~3

から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算 場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1) イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する

#### 第12 自立訓練 (機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

機能訓練サービス費(I)

(1)利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

695単位

778単位

633単位 661単位

596単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

П 機能訓練サービス費(II)

(1)所要時間1時間未満の場合

(2) 所要時間 1 時間以上の場合

584単位

254単位

750単位

785単位

579単位 251単位

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合

基準該当機能訓練サービス費

778単位 744単位

注1~3 (器)

から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算 場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1) イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する

785単位 701単位

667単位

639単位

- $\widehat{\mathbb{L}}$
- (2) 機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計 る。6の注において同じ。)が作成されていない場合 定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練( おいて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指 障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項に 100分の95 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定 (特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限
- (晃
- を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービス
- $102 \sim 4$
- 4の2 リハビリテーション加算 都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練 )事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成され ている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして 20単位
- (1)  $\sim$  (4)(器)
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓 報を伝達していること。 練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定 ションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情 定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテー <u>相談支援事業者</u>を通じて、指定居宅介護サービスその他の指

- (1)
- (2) 囲 おいて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指 障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項に 機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計 定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練( 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定 (特定基準該当自立訓練 (機能訓練) に係る計画に限 <u>第12の</u>6の注において同じ。)が作成されていない 100分の95
- (器)
- 訓練サービス費は、算定しない。 を受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービス
- 102 4
- 4の2 リハビリテーション加算 注 )事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成され 都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 ている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして (機能訓練 20単位
- (1)~(4) (器)
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓 練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談 伝達していること。 ンの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を 害福祉サービス事業に係る従業者に対し、 <u>支援事業者</u>を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障 リハビリテーショ

5 (累)

6 食事提供体制加算

42単位

注 自立訓練 (機能訓練) いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定 能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えて 指定自立訓練(機能訓練) 供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該 自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提 者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当 準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととな っている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。 <u>月31日</u>までの間、 又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基 事業所において、食事の提供を行った場合に、 1日につき所定単位数を加算する 事業所等又は基準該当自立訓練 事業所等又は基準該当自立訓練 平成27年3 (機能訓

7 送迎加算

27単位

注 定障害者支援施設との間の送迎を行った場合は、 の管理の委託が行われている場合を除く。 ただし、 定障害者支援施設 定単位数を加算する。 道府県知事に届け出た指定自立訓練 に対して、その居宅と指定自立訓練 7において同じ。 る指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設 において 地方公共団体又はのぞみの園が設置す 利用者 (機能訓練) (機能訓練) (施設入所者を除く。) を除く。 事業所又は指 事業所又は指 片道につき所 以下この

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

5 (器)

6 食事提供体制加算

注

42 車

いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定 月31日までの間、 能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えて 指定自立訓練 供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該 自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提 者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当 っている利用者 準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととな 自立訓練 又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基 事業所において、食事の提供を行った場合に、 (機能訓練) (機能訓練) (指定障害者支援施設等に入所する者を除く。 1日につき所定単位数を加算する 事業所等又は基準該当自立訓練 事業所等又は基準該当自立訓練 平成24年 3 (機能訓

- 注 記録した場合に、 等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する 験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設 利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体 支援を行うとともに、当該利用者の状況、 指定障害者支援施設等において指定自立訓練(機能訓練)を 所定単位数に代えて算定する。 、当該支援の内容等を
- る訓練等の支援を行った場合 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯におけ
- (2) 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談
- 9 福祉・介護職員処遇改善加算
- 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次 市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練) 員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は に掲げるその他の加算は算定しない。 に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 自立訓練 (機能訓練) 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。 準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 利用者に対し、 指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当 を行った場合に、 当該基準に掲げる区分 のぞみの園又は独立 事業所等又は基 ただし
- 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数) \_た単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援 福祉·介護職員処遇改善加算(I) 1から8までにより算定
- П の100分の90に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数
- 福祉·介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数

|>

# <u>の100分の80</u>に相当する単位数

## 10 福祉·介護職員処遇改善特別加算

練(機能訓練)<u>を行った場合にあっては、平成27年3月</u>31日ま 練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし 定障害者支援施設にあっては、 での間、 用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓 ・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓 しない。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 1から8までにより算定した単位数の1000分の8 (指 1000分の9に相当する単位数) ただし、 9の福祉 算定

#### 第12 自立訓練(生活訓練)

# 生活訓練サービス費(1日につき)

# 生活訓練サービス費(I)

| (1) | 利用定員が20人以下      |
|-----|-----------------|
| (2) | 利用定員が21人以上40人以下 |
| (3) | 利用定員が41人以上60人以下 |

## (4) 利用定員が61人以上80人以下

#### (5) 利用定員が81人以上

# 生活訓練サービス費(II)

| (2)          | (1)          |
|--------------|--------------|
| 所要時間1時間以上の場合 | 所要時間1時間未満の場合 |
|              |              |

# ハ 生活訓練サービス費(II)

| (2)            | (1)           |
|----------------|---------------|
| 利用期間が2年間を超える場合 | 利用期間が2年間以内の場合 |

#### 742単位

| <br>629単位 | 662単位 |
|-----------|-------|

#### 567単位 604単位

(5)

利用定員が81人以上

#### 251単位 579単位

#### 267単位

160単位

(2)

#### 第13 自立訓練(生活訓練)

# 生活訓練サービス費 (1日につき)

|                    | $\rightarrow$ |
|--------------------|---------------|
| _                  |               |
|                    |               |
|                    | 生活訓練サ         |
|                    |               |
| 1                  | 마             |
| -                  | ᄪ             |
| Ŧ                  | =             |
| Ť                  | 郊             |
| ŀ                  | /Щ            |
| <u>}</u><br>E<br>F | Ŧ             |
|                    | 1             |
|                    |               |
|                    | L<br>Y        |
| )                  | \1            |
| -                  |               |
| ;                  | 鬞             |
| -                  | _             |
| 1                  |               |

| (1)        |
|------------|
| 利用定員が20人以下 |
|            |

| $\sim$        |
|---------------|
|               |
| $\overline{}$ |
|               |
|               |
|               |
| - \1          |
| 7             |
| _             |
| 利用;           |
|               |
| Щ             |
| V.5           |
| A             |
| 定             |
| \ <u></u>     |
| חווווי        |
| ИЩΗ           |
|               |
| Š             |
| レッ            |
| 2             |
| Ĺ             |
| $\vdash$      |
| \ \           |
| $\sim$        |
|               |
| <u>.</u>      |
| 112           |
| $\sim$        |
| í             |
| <u> </u>      |
| 1.1           |
| 1             |
| <del></del>   |
| 0             |
| \_            |
| $\sim$        |
|               |
| ٠.            |
| 112           |
| $\sim$        |
|               |
|               |

| (3)    |
|--------|
| 利用:    |
| 定員が4   |
| 41 X E |
| 7下60   |
| 八八     |

## (4) 利用定員が61人以上80人以下

## 生活訓練サービス費(II)

П

# 所要時間1時間未満の場合

(1)

### (2) 所要時間1時間以上の場合

# ハ 生活訓練サービス費(II)

| 2             | $\vdash$       |
|---------------|----------------|
| $\overline{}$ | $\overline{}$  |
|               |                |
| ) 利用期間が2年間を超え | ) 利用期間が2年間以内の場 |
| 57<br>17      | Δ±             |
| 67            |                |
| 郝             |                |
|               |                |
| -7            |                |

162単位

270単位

#### 572単位 584単位 254単位 609単位 635単位 668単位 748単位

# 二 生活訓練サービス費 (W)

# (1) 利用期間が3年間以内の場合

(2)

利用期間が3年間を超える場合

267単位

基準該当生活訓練サービス費

160単位 742単位

1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定 基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設 等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。 )において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する 指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。

)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)(

以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

#### 2 (累)

3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所におい

# 三 基準該当生活訓練サービス費

Ä

748単位

当自立訓練(生活訓練)」という。) 生活訓練)又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定す 援施設が行う自立訓練 いて、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定 穀の場合にあっては、 る特定基準該当自立訓練 係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練 号に掲げる自立訓練 自立訓練をいう。 サービス<u>基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊</u>型 立訓練 当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以 練(生活訓練)事業所をいう。 障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓 定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施 公共団体が設置する指定自立訓練 に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方 .位数を算定する イについては、指定自立訓練 (生活訓練) 等」という。)を行った場合に、利用定員 「指定自立訓練 (生活訓練) 以下同じ。) を除く。) 、指定障害者支 (生活訓練) (生活訓練)をいう。以下同じ。) に (指定宿泊型自立訓練\_(指定障害福祉 所定単位数の1000分の965に相当する (生活訓練) (生活訓練) 事業所等」という。) にお 以下同じ。)\_、特定基準該 (生活訓練) (生活訓練) (規則第6条の6第2 (以下「指定自立訓 (以下「特定基準該 事業所 (指定 事業所、特

#### 2 (器)

3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所におい

て、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第13項 に規定する厚生労働省令で定める期間(注4において「標 準利用期間」という。)が2年間とされる利用者に対し、 指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。

- 4 二については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 水については、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 6 <u>イから二</u>までに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、<u>八及び二については</u>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- 1) (點)
- (2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規

て、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ 1日につき所定単位数を算定する。

- 三については、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 <u>イからハ</u>までに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、<u>へについては</u>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

#### 1) (器)

2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規

訓練)に係る計画に限る。7の注2において同じ。)が 当障害福祉サービス計画 定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該 作成されていない場合 100分の95 (特定基準該当自立訓練 (生活

- (3) (瑟
- を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。 利用者が自立訓練 (生活訓練) 以外の障害福祉サービス
- 102 4(器)
- 92 医療連携体制加算 (器)

4

ロ・ブ

11 医療連携体制加算(V)

医療連携体制加算(III)

- 注 だし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者 けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。た 職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受 注2<u>から注4まで</u>において同じ。) に訪問させ、当該看護 は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。 当障害福祉サービス事業所 指定自立訓練(生活訓練)事業所若しくは又は特定基準該 については、算定しない。 は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所又 イについては、医療機関等との連携により、 (特定基準該当生活介護若しく 看護職員を
- (晃

 $\sim$ 

 $\omega$ 指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福 くについては、 医療機関等との連携により 看護職員を

> 。)が作成されていない場合 訓練) に係る計画に限る。<br/>
> 第13の7の注2において同じ 当障害福祉サービス計画 定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該 (特定基準該当自立訓練 100分の95 (生活

- 3 (瑟)
- 6 訓練サービス費は、算定しない。 を受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、 利用者が自立訓練 (生活訓練) 以外の障害福祉サービス 生活
- 102~4 (器)
- 402 医療連携体制加算
- ロ・ア (悪

500単位 100単位

- 注 おいて同じ。) に訪問させ、当該看護職員が利用者 (10 当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注2に 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護 看護を行った場合に、 者に限る。以下この注及び注2において同じ。) に対して <u>イに規定する生活訓練サービス費(I)が算定されている利用</u> 祉サービス事業所(特定基準該当生活介護<u>又は特定基準該</u> 指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福 指導料等の算定対象となる利用者については、 イについては、医療機関等との連携により、看護職員 当該看護を受けた利用者に対し、1 算定しな
- 2 (器)

独サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行 為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当 該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する

ľ

4 二については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

## 5 短期滞在加算

#### イ・ロ (器)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のへの生活訓練サービス費 (ID) を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

## 5の2 日中支援加算

270単

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援<u>若しくは就労継続支援</u>に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 5 短期滞在加算

### イ・ロ (器)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費 (m)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

## 5の2 日中支援加算

970畄

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しく <u>は通所による旧法施設支援</u>に係る支給決定を受けている利用者 又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者 に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当 該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日 を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

S

注

主 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5の4・5の5 (略)

の6 帰宅時支援加算

 $\Omega$ 

#### **ノ・**ロ (器)

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

## 507~6 (器

食事提供体制加算

#### イ・ロ (器)

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練

5の3 通勤者生活支援加算

: 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の70以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・

5の4・5の5 (略)

位数を加算する。

要な日常生活上の支援を行っている場合に、

1日につき所定単

助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必

の6 帰宅時支援加算

Ŋ

### イ・ロ (器)

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(指定共同生活介護及び<u>第17</u>の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

507~6 (略)

7 食事提供体制加算

### イ・ロ (器)

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者<u>のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のもの</u>に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た

(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、<u>平成27年3月31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- $\sim$ 利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所す 1日までの間、1日につき所定単位数を加算する。 業所において、食事の提供を行った場合に、 生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練 都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練 第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練 事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を  $\mathcal{O}$ 事の提供を行うこととなっている利用者 任において食事提供のための体制を整えているものとして 事業所等又は基準該当自立訓練 (生活訓練) の利用者に対して、指定自立訓練 事業所等又は基準該当自立訓練 計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食 ものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練 口については、低所得者等であって自立訓練(生活訓練 (生活訓練) 事業所の責 (生活訓練) 事業所に従 (注1に規定する (生活訓練)事 平成27年 3 月 3 (生活訓練
- 8 精神障害者退院支援施設加算

#### イ・ロ (器)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び<u>第13</u>の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は<u>第13</u>の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を

当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の 提供を行った場合に、<u>平成24年3月31日</u>までの間、1日に つき所定単位数を加算する。

- 0 都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練 第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練 事する調理員による食事の提供であること又は調理業務 利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所す 事の提供を行うこととなっている利用者 業所において、食事の提供を行った場合に、 生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) るものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練 任において食事提供のための体制を整えているものとして 1日までの間、1日につき所定単位数を加算する。 事業所等又は基準該当自立訓練 (生活訓練) の利用者に対して、指定自立訓練 事業所等又は基準該当自立訓練 計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食 口については、低所得者等であって自立訓練 (生活訓練) (生活訓練) 事業所に従 (注1に規定する 平成24年3月3 事業所の責 (生活訓練 (生活訓練 ##
- 8 精神障害者退院支援施設加算

### イ・ロ (器)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び<u>第14</u>の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は<u>第14</u>の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を

提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は<u>第13</u>の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(<u>第13</u>の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

# 9 夜間防災・緊急時支援体制加算

<u>イ</u> 夜間防災・緊急時支援体制加算(I)

12単位

<u>ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(II)</u>

10単位

注1 4については、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を 通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県 知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生 活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場 合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 10 看護職員配置加算

<u> 看護職員配置加算(I)</u>

18単位

13単位

看護職員配置加算(11)

1 1 イについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している

提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は<u>第14</u>の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(<u>第14</u>の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

<u>ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立</u> <u>訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活</u> <u>訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算す</u> ろ。

2 ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者が いるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立 訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を 行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### 11 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指 定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置す る指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設( 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の 委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この注におい て同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して 、その居宅と指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者 支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 を加算する。

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

主 指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) る訓練等の支援を行った場合 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯におけ
- 13 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談
- 注 に掲げるその他の加算は算定しない。 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。 員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は に従い、\_次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、 自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分 準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立 市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当
- <u> 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)</u> \_た単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援 福祉·介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定
- の100分の90に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(III) 福祉·介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数

イにより算定した単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

の100分の80に相当する単位数

都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 (生活訓練

場合にあっては、 者に対し、 っては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算す 位数の1000分の8に相当する単位数(指定障害者支援施設にあ (生活訓練) を行った場合に、1から12までにより算定した単 ただし、 指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練 13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している 算定しない。

## 就労移行支援

就労移行支援サービス費(1日につき)

就労移行支援サービス費(I)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

就労移行支援サービス費(II)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

3 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

注1~4

って、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合(た 位数に乗じて得た数を算定する <u>る。)</u>に、それぞれ(1)から<u>(5)まで</u>に掲げる割合を所定単 イ又は口に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当た (4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限

 $\widehat{\begin{array}{c} 1 \\ \\ \\ \end{array}} \longrightarrow \widehat{\begin{array}{c} 3 \\ \\ \end{array}}$ (器)

## 就労移行支援

就労移行支援サービス費(1日につき

就労移行支援サービス費(I)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

759単位 850単位

727単位

742単位 833単位

711単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

667単位

631単位

利用定員が81人以上

就労移行支援サービス費(II)

(1) 利用定員が20人以下

518単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

3 利用定員が41人以上60人以下

432単位

462単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

407単位 421単位

446単位 533単位 435単位 476単位 421単位

注1~4 (器)

それぞれ(1)から<u>(3)まで</u>に掲げる割合を所定単位数に乗じ て得た数を算定する って、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、 イ又は口に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当た

(1)  $\sim$  (3)(器)

647単位 683単位

- (4) 過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の85
- (5) 過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の70
- 0 いる間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けて
- $\sim$
- $\omega$ 就労移行支援体制加算
- 掘心 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の 41単位
- П 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の 68単位
- ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の 掘谷 102単位
- 11 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の 146単位
- H 注 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 (器) 209単位
- $4 \sim 6$ (器)
- 食事提供体制加算
- いて食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知 行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所す 提供を行った場合に、<u>平成27年3月31日</u>までの間、1日につき 事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の 委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任にお る調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に る者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事す 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を

- 0 サービス費は、算定しない。 いる間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サー ドスを取けて
- 0 (瑟
- 就労移行支援体制加算

 $\omega$ 

- 7 遊谷 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の
- П 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の
- ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の

48単位

遊心

- 11 基心 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の 82単位
- H 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 189単位
- 注 (瑟

掘谷

4

- 食事提供体制加算
- ~1 注 提供を行った場合に、<u>平成24年3月31日</u>までの間、1日につき いて食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知 委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任にお る者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事す 行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所す 事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の る調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を

126単位

11 13 12  $8 \sim 10$ л -医療連携体制加算 移行準備支援体制加算 注1·2 所定単位数を加算する。 (器 移行準備支援体制加算 (II) 医療連携体制加算(III) 移行準備支援体制加算(I) 4 医療連携体制加算(M) を実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日 <u> 労働省が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれか</u> に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生 数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事 る利用者については、 定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、 加算する。 合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を 定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場 指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認 (器) つき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロが算定され につき所定単位数を加算する。 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、 ハに<u>ついては、医療機関等との連携により、看護職員を</u> (器) 職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等にお (器) 算定しない。 認定特 500単位 1日に 100単位 100単位 41単位 13 12 11  $8 \sim 10$ ロ・レ 医療連携体制加算 注 1 · 施設外就労加算 所定単位数を加算する。 (器) (器) 2 (器) 100単位

間中に職員が同行して支援を行った場合 ける1回の施設外支援が1月を超えない期間で 当該期

(2) 同行して支援を行った場合 業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が 求職活動等にあっては、ハローワーク、 地域障害者職

注

- 2 める基準を満たし、 めの2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定 月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うた ビス費(II)が算定されている利用者を除く。 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、1 施設外就労利用者 日につき所定単位数を加算する。 企業及び官公庁等で作業を行った場合 (1の口に規定する就労移行支援サ の人数に応

14

- 注 送迎加算 の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われてい 就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行 る場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。 労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条 道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者 った場合に、 支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定 片道につき所定単位数を加算する。 ) におい 27単位
- 15 べき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行 利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利 障害福祉サービスの体験利用支援加算 用支援を利用する場合において 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する 指定障害者支援施設等に置く 300単位

除く。)の人数に応じ、 官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者 規定する就労移行支援サービス費 (11) が算定されている利用者を 度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、 業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限 指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事 1日につき所定単位数を加算する。 (1のロに 企業及び

- うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した 場合に、所定単位数に代えて算定する。
- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合
- 16 福祉·介護職員処遇改善加算
- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- ( 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15までにより算定 した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- <u>四 福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> イにより算定した単位数 <u>の100分の90に相当する単位数</u>
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) イにより算定した単位数 の100分の80に相当する単位数
- 17 福祉·介護職員処遇改善特別加算
- 財に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15まで

算定している場合にあっては、 位数に加算する。 により算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単 ただし、 16の福祉・介護職員処遇改善加算を 算定しない。

#### 第14 就労継続支援A型

- 就労継続支援A型サービス費(1日につき)
- 就労継続支援A型サービス費(I)
- 利用定員が20人以下
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (5) 利用定員が81人以上
- 就労継続支援A型サービス費(II)
- $\widehat{\mathbb{L}}$ (2) 利用定員が20人以下 利用定員が21人以上40人以下
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (5) 利用定員が81人以上
- 注1~3
- れかに該当する場合 (ただし、(3)又は(4)については、平 <u>成24年10月1日以降に限る。)</u>に、それぞれ(1)<u>から(4)ま</u> <u>で</u>に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 イ及びロの算定に当たって、次の(1)<u>から(4)まで</u>のいず
- $(1) \cdot (2)$ (器)
- という。 週20時間未満の利用者 ((4)において「短時間利用者 100分の90 )が現員数の100分の50以上100分の80未満の
- 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分

#### 第15 就労継続支援A型

- 就労継続支援A型サービス費(1日につき
- 就労継続支援A型サービス費(I)
- (1) 利用定員が20人以下

585単位

522単位

- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (5) 利用定員が81人以上

470単位

494単位

527単位 590単位

485単位

466単位 481単位 490単位

- 就労継続支援A型サービス費(II)
- (1)利用定員が20人以下
- (2) 利用定員が21人以上40人以下

477単位 534単位

444単位

435単位

- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (5) 利用定員が81人以上

424単位

439単位

420単位

- 注1~3 (器)
- 定単位数に乗じて得た数を算定する に該当する場合に、それぞれ(1)<u>又は(2)</u>に掲げる割合を所 イ及びロの算定に当たって、次の(1)<u>又は(2)</u>のいずれか
- $(1) \cdot (2)$ (器)

481単位 539単位

448単位

075

 $\Omega$ けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しな 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受

 $2 \sim 6$ (器

食事提供体制加算

注

する者を除く。)に対して、指定就労継続支援A型事業所等に 都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等に の責任において食事提供のための体制を整えているものとして 三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等 従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第 供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提 42単位

∞ • 9 器

おいて、食事の提供を行った場合に、

| 平成27年3月31日までの

1日につき所定単位数を加算する

10 医療連携体制加算

ロ・ト (器)

医療連携体制加算(III)

医療連携体制加算(M)

注1·2 (器)

 $\omega$ た場合に、 が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行っ 指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、 数を加算する。 くについては、 当該看護職員1人に対し、 医療機関等との連携により 1日につき所定単位 当該看護職員 看護職員を

4 二については、喀痰吸引等が必要な者に対して、 認定特

> បា けている間又は旧法施設支援を受けている間は、 支援A型サービス費は、算定しない。 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受 就労継続

 $2 \sim 6$ 

 $\sim$ 注 食事提供体制加算

の責任において食事提供のための体制を整えているものとして 三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等 従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第 間、1日につき所定単位数を加算する おいて、食事の提供を行った場合に、 都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等に する者を除く。) に対して、指定就労継続支援A型事業所等に 供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提 平成24年 3 月 31 日までの

 $\infty$ 9 (器)

10 医療連携体制加算

ロ・ア (悪

注 0 (器)

100単位 500単位

重度者支援体制加算 (器) いる場合にあっては、 つき所定単位数を加算する。 定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日に 算定しない。 ただし、 イ又はロを算定して 11 12 重度者支援体制加算 (器)

(3 ) (2) 重度者支援体制加算(I) 利用定員が21人以上40人以下 利用定員が20人以下

1 12

利用定員が41人以上60人以下 利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

重度者支援体制加算(II)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(3) 利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

22単位

14単位

23単位

24単位 25単位

28単位

重度者支援体制加算(III)

利用定員が20人以下

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(5) 利用定員が81人以上

11単位

注

12単位 12単位 13単位

する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金 イについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属 (昭和34年法律第131号) 以下同じ。 )を受給する利用者の数が当該年度におけ に基づく障害基礎年金1級をい

> $| \rightarrow |$ 利用定員が20人以下

П

50単位 56単位

111 |>

利用定員が81人以上

45単位 46単位 47単位 50単位

45単位 46単位 47単位

子

56単位

利用定員が61人以上80人以下 利用定員が41人以上60人以下 利用定員が21人以上40人以下

31号) に基づく障害基礎年金1 給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型 において、 指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度 障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第 級をいう。 以下同じ。 を受

る指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上で あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合 に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 3 へについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する 特定旧法指定施設(以下「特定旧法指定施設」という。) から移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継 続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、 障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度におけ る指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上で あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合 に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、1日に つき所定単位数を加算する。

### <u>13</u> 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障 害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指 定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治

等の利用者の数の100分の50(平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援A型等に係る指定就労継続支援A型事業所等にあっては100分の5)であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

間の送迎を行った場合は、 宅と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との われている場合を除く。 法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行 において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居 を除く。以下この13において同じ。 片道につき所定単位数を加算する。

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

- する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的 を行うとともに、当該利用者の状況、 置くべき従業者が、 な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に <u> た場合に、所定単位数に代えて算定する。</u> 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援 当該支援の内容等を記録
- る訓練等の支援を行った場合 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯におけ

障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談

15 福祉·介護職員処遇改善加算 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

(2)

注 いる場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して 員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。 け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独 当該基準に掲げる区分に従い、 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 利用者に対し、 指定就労継続支援A型等を行った場合に 次に掲げる単位数を所定単位

|                     |                     |                     |                |                     |                |                     |                     |                     |                |                    | 1                       | 第15        |                       |                               |                                 |                                 |                              |                              |                              |                               | 16              |                  |                 |                  |                          |                           |
|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|--------------------|-------------------------|------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------------|---------------------------|
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | (3) 利用定員が41人以出60人以下 | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | (1) 利用定員が20人以下 | ロ 就労継続支援B型サービス費(II) | (5) 利用定員が81人以上 | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | (1) 利用定員が20人以下 | イ 就労継続支援B型サービス費(I) | 就労継続支援B型サービス費(1日につき)    | 5 就労継続支援B型 | 遇改善加算を算定している場合にあっては、算 | 数)を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処 | _(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位 | ら14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数 | 利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1か | て都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、 | 員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし | 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職 | 福祉・介護職員処遇改善特別加算 | の100分の80に相当する単位数 | △ 福祉・介護職員処遇改善加算 | の100分の90に相当する単位数 | □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより | 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数) |
| 435単位               | 444単位               | 477单位               | 534単位          |                     | 466単位          | 481単位               | 490単位               | 522単位               | 585単位          |                    | 1                       | <u>第16</u> | 算定しない。                | <u>・</u> 介護職員処                | に相当する単位                         | 1相当する単位数                        | た場合に、1か                      | 、型事業所等が、                     | ているものとし                      | る福祉・介護職                       |                 |                  | イにより算定した単位数     |                  | イにより算定した単位数              | (数)                       |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | (3) 利用定員が41人以出60人以下 | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | (1) 利用定員が20人以下 | ロ 就労継続支援B型サービス費(II) | (5) 利用定員が81人以上 | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | (1) 利用定員が20人以下 | イ 就労継続支援B型サービス費(I) | . 就労継続支援B型サービス費 (1日につき) | 6 就労継続支援B型 |                       |                               |                                 |                                 |                              |                              |                              |                               |                 |                  |                 |                  |                          |                           |
| 439単位               | 448単位               | 481単位               | 539単位          |                     | 470単位          | 485単位               | 494単位               | <u>527単位</u>        | 590単位          |                    |                         |            |                       |                               |                                 |                                 |                              |                              |                              |                               |                 |                  |                 |                  |                          |                           |

(5) 利用定員が81人以上

420単位

#### >

#### 注1~5 (器)

けている間は、就労継続支援B型サービス費は、算定しな 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受

#### 2 3 (瑟

## 目標工賃達成加算

4

Ш 標工賃達成加算(I)

П

Ш

標工賃達成加算(II)

注

れにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届 継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労 第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下 る場合を含む。) 又は指定障害者支援施設基準附則第9条 度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対し て支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項 「平均工賃額」という。) が、次の(1)から(3)までのいず (指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用す イについては、指定就労継続支援B型事業所等において 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年 22単位

#### $(1) \cdot (2)$ (悪)

加算する。

- 成される「工賃向上計画」に基づき、 指定就労支援B型事業所等が、各都道府県において作 を作成 車のよ 「工賃向上
- ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において

 $\sim$ 

(5) 利用定員が81人以上

424単位

#### >

注1~5 (器)

けている間又は旧法施設支援を受けている間は、 支援B型サービス費は、算定しない。 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受 就労継続

#### $2 \sim 3$

目標工賃達成加算

Ш 標工賃達成加算(I)

49単位

П

Ш

標工賃達成加算(II)

26単位 10単位

注 た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続 第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下 度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対し 支援B型等を行った場合に、 も該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 る場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準附則第9条 て支払った工賃 「平均工賃額」という。) が、次の(1)及び(2)のいずれに (指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用す イについては、指定就労継続支援B型事業所等において 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年 (指定障害福祉サービス基準第201条第1項 1日につき所定単位数を加算

#### $(1) \cdot (2)$ (悪)

ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において

0

度に B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する 定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援 当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指 て支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年 当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対し

磊

(2) て作成される 指定就労継続支援B型事業所等が、 上計画」 を作成しているこ 「工賃向上計画」 に基づき 各都道府県におい ら り 日 · 三 重

S ~7 (器)

 $\infty$ 食事提供体制加算

42単位

注 いて、食事の提供を行った場合に、<u>平成27年3月31日</u>までの間 する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援 続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所にお のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているも 該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B 提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当 準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の 供を行うこととなっている利用者 B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提 日につき所定単位数を加算する (指定障害者支援施設に入所

9 10 (翠

11 医療連携体制加算

> 度に 当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指 B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算す 定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援 て支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年 当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対し

 $\widehat{\mathbb{L}}$ 磊

2 Ш て取り組む「工賃倍増5か年計画」に積極的に参加し、 ر س 指定就労継続支援B型事業所等が、 「<u>工賃引上げ計画</u>」を作成していること 各都道府県におい

5~7 (器

食事提供体制加算

 $\infty$ 

注

低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提 (指定障害者支援施設に入所

いて、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間 のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えている 該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援 する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援 供を行うこととなっている利用者 続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所にお 提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当 準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基 田につま 所定単位数を加算する

9 10 (翠)

11 医療連携体制加算

| 四       重度者支援体制加算(II)       28単位         (1)       利用定員が20人以下       25単位         (2)       利用定員が21人以上40人以下       24単位         (3)       利用定員が41人以上60人以下       23単位         (4)       利用定員が61人以上80人以下       23単位         (5)       利用定員が81人以上       22単位 | 指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る<br>た場合に、当該看護職員1人に対し、1日につ<br>た場合に、当該看護職員1人に対し、1日につ<br>整を加算する。<br>二については、喀痰吸引等が必要な者に対し<br>定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合<br>つき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロ<br>いる場合にあっては、算定しない。<br>)<br>利用定員が20人以下<br>利用定員が20人以下<br>利用定員が41人以上40人以下<br>利用定員が81人以上80人以下 | イ・ロ (略) <u>500単位</u> 上 医療連携体制加算(N)       100単位         注 1・2 (略)       本1・2 (略) |
|---|--|---|
|   | 12 (略)   | イ・ロ (略)       位       位       注1・2 (略)  |

# 重度者支援体制加算(III)

- 利用定員が20人以下
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (4) (3) 利用定員が61人以上80人以下 利用定員が41人以上60人以下

12単位

注

12単位

13単位 14単位

- (5) 利用定員が81人以上
- 注1 つき所定単位数を加算する。 利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事 利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する 又は市町村長に届け出た場合に、 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属 利用定員に応じ、 1日に 11単位
- 2 利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の 利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事 する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する つき所定単位数を加算する。 又は市町村長に届け出た場合に、 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属 利用定員に応じ、 1日に
- 利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事 給する利用者の数が当該年度における特定旧法指定施設の 日の属する年度の前年度において、 継続支援B型事業所等が指定就労継続支援B型等を行った 又は市町村長に届け出た場合に、 ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労 利用定員に応じ、 1日につき所定単位を加算する。 平成27年3月31日までの 障害基礎年金1級を受

町村長に届け出た場合に、 就労継続支援B型等に係る指定就労継続支援B型事業所等に 度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50 単位数を加算する。 あっては、100分の5)であるものとして都道府県知事又は市 において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年 (平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定 指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度 利用定員に応じ、 1日につき所定

4 っては、 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあ イからハまでのその他の加算は算定しない。

### 14 目標工賃達成指導員配置加算

#### イ~六 (器)

、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定 府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道 ための指導員)、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚 当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組む 賃向上計画」に基づき、 単位数を加算する. 目標工賃達成指導員 (各都道府県において作成される「工 車でまる 「工賃向上計画」を作成し、

### 送迎加算

27単位

15 注 宅と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との われている場合を除く。)を除く。以下この15において同じ。 法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行 定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治 害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指 道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障 間の送迎を行った場合に、 において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都 片道につき所定単位数を加算する。

## 16 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

置くべき従業者が、 な利用支援を利用する場合において する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援 指定障害者支援施設等に

### 14 目標工賃達成指導員配置加算

(器)

注

成に向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及 続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継 び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に った場合に、1日につき所定単位数を加算する 工賃引上げ計画」 Ш 標工賃達成指導員 <u>| を策定</u>し、当該計画に掲げた工賃目標の達 「工賃倍増5か年計画」に基づく |

を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録 した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談 支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準該当就労継続支援B型等では基準で掲げる区分に従い、次に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げるその他のかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- ( 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定 した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援 施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)
   イにより算定した単位数

   の100分の90に相当する単位数
   イにより算定した単位数

   へ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)
   イにより算定した単位数
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算

の100分の80に相当する単位数

18

当 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分のの9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## · 16 共同生活援助

- 1 共同生活援助サービス費(1日につき)
- イ 共同生活援助サービス費(I)

ロ 共同生活援助サービス費(II)

ハ 共同生活援助サービス費(III)

ニ 共同生活援助サービス費(N)

六

共同生活援助サービス費(V)

へ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費

注1~6 (略)

- 7 へについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第 1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活 援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同 生活援助事業所」という。)において、指定共同生活援助 を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき 所定単位数を算定する。
- 8 イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たって、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合

## 第17 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき

イ 共同生活援助サービス費(I)

257単位

254単位

209単位 179単位

ロ 共同生活援助サービス費(II)

ハ 共同生活援助サービス費(III)

ニ 共同生活援助サービス費 (V)

ホ 共同生活援助サービス費(V)

284単位

119単位

140単位

、経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費

注1~6 (略)

- へについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)において、指定共同生活援助を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。
- イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たって、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合

 211単位

 181単位

 120単位

287単位

142単位

を所定単位数に乗じて得た数を算定する

- $(1) \cdot (2)$ (器)
- 規定する共同生活住居をいう。以下<u>第16</u>において同じ 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第207条に の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- 9 いる間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けて
- $1 \oslash 2$ (翠
- 103 夜間防災・緊急時支援体制加算
- |夜間防災・緊急時支援体制加算(I)
- 利用者が4人以下
- (3) (2) 利用者が5人 利用者が6人
- 利用者が7人
- 利用者が8人以上30人以下
- 夜間防災・緊急時支援体制加算(II) 10単位
- <u>知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同</u> 通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県 活援助を行った場合に、 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を 1月につき所定単位数を加算する。 共同生活住居の利用者の数に応
- 2 呼び出し等に速やかに対応できるよう、 に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、 口については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者 常時の連絡体制を 利用者の

を所定単位数に乗じて得た数を算定する

- $(1) \cdot (2)$ (器)
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第207条に 規定する共同生活住居をいう。以下<u>第17</u>において同じ*、* の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- (4)
- いる間又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活援助 サービス費は、算定しない。 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けて
- $1 \oslash 2$ (器)
- 103 夜間防災体制加算
- $\angle$ 利用者が4人以下
- $\Box$ 利用者が5人

20単位

25単位

- 利用者が6人
- 利用者が7)
- 利用者が8人以上30人以下

12単位 14単位 16単位

12単位

14単位 16単位

注 た場合に、 活援助事業所を除く。 同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生 定単位数を加算する。 体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災 共同生活住居の利用者の数に応じ、 において 指定共同生活援助を行っ 1日につき所

20単位 25単位

確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同 生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数 に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

## 1の4 日中支援加算

270単位

主 指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型一体型指定 共同生活援助事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労 移行支援<u>若しくは就労継続支援</u>に係る支給決定を受けている利 用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福 祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に 対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該 支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を 超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2~6 (器)

医療連携体制加算

イ・ロ (器)

医療連携体制加算 (II) 医療連携体制加算 (IV)

500単位

100単位

注1・2 (略)

2 小については、医療機関等との連携により、看護職員を 指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定 特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 以、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加 管する。

4 二については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定してい

1の4 日中支援加算

270単位

注 指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2~6 (器)

7 医療連携体制加算

イ・ロ (器)

注1・2 (略)

# る場合にあっては、算定しない。

# 8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

# 9 福祉・介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8までにより算定 した単位数の1000分の69に相当する単位数

П

福祉·介護職員処遇改善加算(II)

イにより算定した単位数

の100分の90に相当する単位数

- 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数 の100分の80に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算

10

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

て都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者 に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1から8までによ り算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数 に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定 している場合にあっては、算定しない。

